

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	141 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	128 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	77 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	48 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から平成2年1月まで
② 平成5年12月から6年2月まで

私は、昭和58年4月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済み及び追納済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年4月に払い出され、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は当該期間直前の5年4月から同年11月までの保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時期及び場所並びに当該期間の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、上記の国民年金手帳の記号番号の払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は上記の年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年12月から6年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月
② 平成8年9月

私は、平成6年6月にA社を退職し、すぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、かなりたってから、未納を知らせる通知書が届いたので、B社会保険事務所（当時）で納付した。また、申立期間②については、勤めていたC社を退職後、国民年金への切替手続と保険料の免除申請を行ったはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する年金手帳の記録及びオンライン記録によれば、申立人は、A社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが推認できる。また、申立期間①に係る国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付方法及び納付場所等に関する記憶は具体的である上、保険料の納付方法等が当時の制度と合致していることが確認できる。これらのことから、申立内容に一定の整合性が認められる。

さらに、申立期間①は、1か月と短期間であり、申立人は、オンライン記録によれば、申立期間①を除く国民年金の加入期間に係る保険料を納付していることが確認できる。

2 一方、申立期間②については、申立人は、「C社を退職後、国民年金への切替手続と保険料の免除申請を行ったはずである。」と述べているものの、オンライン記録によれば、平成6年8月10日の国民年金の被保険者資格の喪失後における同資格の取得の記録を確認することができない。その上、申立人が所持する年金手帳において申立期間②に係る国民年金の被保険者資格の得喪に係る記載は無い。これらのことから、

申立人は、申立期間②の当時において、国民年金への切替手続を行っておらず、申立期間②は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、免除申請手続を行うことはできない。また、オンライン記録によれば、当該期間に係る免除申請の記録は無く、申立人が当該期間の保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料並びに 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 59 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、付加保険料の納付を申し出てからは、未納なく付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の付加保険料を含む保険料が未納とされていること、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和44年10月以降60歳に到達するまで申立期間①を除き国民年金保険料を全て納付しており、付加保険料の納付の申出をした47年10月から第3号被保険者資格を取得する前の61年3月までの間は申立期間を除き付加保険料を含む保険料を納付している。

また、申立期間は3か月、12か月及び9か月といずれも短期間であり、申立期間①については、当該期間前後の期間は付加保険料を含む保険料が納付済みであること、申立期間②及び③については、当該期間の定額保険料は納付済みであり、当該期間前後の期間は付加保険料を含む保険料が納付済みであるほか、申立期間③の定額保険料はオンライン記録に過年度納付された旨の表示が認められるものの、申立人は付加保険料の納付開始後7回合計33か月分の付加保険料を含む保険料について過年度納付であっても収納されて納付済みとされていることから、この期間のみ付加保険料を収納しなかったとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料並びに 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び

同年7月から59年3月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで
私は、申立期間当時区役所の窓口又は郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 1 月頃に払い出され、申立人は同年 3 月以降申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間前の昭和 57 年 11 月の転居に伴う住所変更手続及び申立期間直後の婚姻に伴う氏名変更手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳により確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで
私の母は、私が納付していなかった20歳からの国民年金保険料を平成6年2月か3月頃に預金から20数万円を引き出し、送付された年度ごとの2枚の納付書で金融機関から一括して納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年2月から同年4月頃までに払い出されており、申立人は申立期間直後の5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料を同年4月5日に現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。また、申立人の母親が申立人の保険料を納付するために金融機関の預金口座から引き出したとする20数万円は、申立期間及び納付済みと記録されている5年4月から6年3月までの期間の保険料を納付することが可能な額であるほか、母親は、年度ごとの2枚の納付書で保険料を納付したと具体的に説明しており、当該納付書は申立期間直後の現年度納付書及び申立期間に係る過年度納付書と考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年1月まで
私は、平成7年5月に帰国し、しばらくして送られてきた区役所からの案内により国民年金の加入手続きを行い、同時に申立期間を含む過去2年分の国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成7年7月から8年1月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の基礎年金番号は9年8月4日に付番され、この付番時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であるほか、申立期間直後の8年2月から9年3月までの保険料は過年度納付されていることが推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち平成7年5月及び同年6月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期及び申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であり、申立人の基礎年金番号の付番時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から8年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

私は、昭和50年6月末に厚生年金保険適用事業所を退職して、店を始めた時に、妻と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は妻が夫婦二人分を毎月来宅する金融機関の担当者に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年9月時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の納付記録が平成22年10月13日付けで未納から納付済みに訂正されているほか、収納年月日が確認できる昭和59年4月から申立人が60歳になる前月の平成20年*月までの間、夫婦の保険料の収納年月は全て同一であることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月、49年10月から同年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から46年5月まで
② 昭和47年3月
③ 昭和49年10月から同年12月まで
④ 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和45年6月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人を通じて納付していた。仕事で忙しく集金人を通じて納付できないときは、町役場で納付したことも憶^{おぼ}えている。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年9月頃に払い出され、申立人は同年6月から保険料の納付を開始しており、申立期間はそれぞれ1か月、3か月及び12か月といずれも短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人は保険料を集金人に納付していたと説明しており、当時、申立人が居住していた町の保険料収納方法と合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和45年6月頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は46年9月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳にも同年9月の離婚後、旧姓に戻った申立人氏名及び離婚届出日と同日付の発行日が記載されている。また、当該手帳では、46年6月1日の被保険者資格取得日を45年6月1日に加筆修正している記載が認められるが、当該期間は申立人が婚姻時の厚生年金保険被保険者の配偶者であ

った期間であり、本来任意加入適用期間の未加入期間であることから、オンライン記録では未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であること、仮に当該期間が当初強制加入被保険者期間とされていたとすれば、上記手帳記号番号払出以降においては、当該期間の一部又は全部が過年度保険料となり、遡って納付することになるが、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したことはないと説明していること、申立人は別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月、49 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの期間及び51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和50年4月から同年6月まで
②昭和51年7月

私は、会社を退職後、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、母が援助をしてくれ、私又は母が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び1か月といずれも短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年11月に払い出され、申立人は、同年8月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①の前後の期間及び申立期間②の前の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人が所持する49年11月29日発行の年金手帳には、51年8月1日の被保険者資格を喪失した旨が記載されていること、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及び保険料を援助していたとする母親の職業に変更は無く、申立人及びその家族の生活状況等に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から同年12月まで

私は、申立期間を含む昭和57年1月から同年12月までの国民年金保険料の領収証書を所持している。申立期間当時、私は海外に居住しており保険料の還付金を受け取っていない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和57年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を同年1月16日に前納している領収証書を所持しており、申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当初の昭和57年3月27日から60年4月1日まで海外在住であったことが戸籍の附票及びパスポートで確認でき、この期間は国民年金適用除外となるため、申立期間の保険料の還付決議が57年5月18日に行われていることが「還付・充当・死亡一時金等リスト」で確認できる。

しかし、申立人は、この還付決議当時は日本国内に居住しておらず、海外在住期間中に一時帰国したことが2度あることがパスポートにより確認できるが、当時還付通知書が自宅に届いていた記憶は無く、届いていれば過去に昭和53年4月から同年9月までの保険料の還付金を54年に受け取ったことがあったので還付請求を行ったはずであると説明しているほか、還付金の支払を記録した還付整理簿は保存されておらず、還付金を支払ったことが確認できないなど、申立期間の保険料が還付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から43年8月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、領収証書があるにもかかわらず未納となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、納付期間が当該期間を含む「自昭和45年3月分、至47年3月分」、国民年金保険料合計額が「5,850円」と記載された領収証書を所持しており、第1回特例納付実施期間中である昭和47年5月1日に保険料が領収されていることが確認できるが、特殊台帳では、当該期間直前の45年3月の保険料は特例納付により、直後の46年4月から47年3月までの保険料は過年度納付により納付済みとされ、当該期間は未納と記録されている。

しかしながら、当該領収証書の記載については、昭和45年3月から47年3月までの保険料額を1万450円とすべきところを誤って記載されたと考えられ、行政側が作成した納付書に記載誤りがあり、このため申立人が必要とされる保険料額に不足する額を納付することになったと考えられるものの、申立人は当該期間を除き45年3月以降60歳に到達するまでの保険料を全て納付しており、申立人が当該期間の保険料を納付する意思を有していたことは明らかであり、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時

の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人の弟と連番で昭和43年5月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、弟も申立期間のうち弟が20歳になった40年*月から43年3月までの保険料は未納であること、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を父親から受け取った記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、夫に勧められて国民年金に任意加入し、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月及び 9 か月とそれぞれ短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、昭和 49 年 1 月に国民年金に任意加入し 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間は、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人は、毎年市役所から郵送されてきた納付書により市役所出張所で保険料を納付していたと説明しており、この市役所出張所は申立期間当時には開設されており、保険料の収納取扱いを行っていたほか、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親は10年年金に加入し保険料を完納しており、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする同居の長姉及び三姉は申立期間を含め保険料を完納している。

また、申立人は、母親から「ちゃんと20歳から保険料を納めているから。」と常々聞かされていたとしており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年6月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成19年7月14日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月14日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義

務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 21 件 (別添一覧表参照)

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21334	男		昭和40年生		100万 円
21335	女		昭和21年生		50万 3,000円
21336	女		昭和40年生		60万 4,000円
21337	男		昭和47年生		49万 円
21338	男		昭和53年生		47万 円
21339	男		昭和45年生		50万 円
21340	男		昭和50年生		50万 3,000円
21341	男		昭和46年生		42万 円
21342	男		昭和41年生		40万 円
21343	男		昭和50年生		44万 円
21344	男		昭和39年生		40万 円
21345	女		昭和57年生		32万 3,000円
21346	男		昭和45年生		40万 円
21347	男		昭和47年生		40万 円
21348	男		昭和51年生		40万 円
21349	男		昭和50年生		40万 円
21350	男		昭和54年生		38万 円
21351	女		昭和59年生		5万 円
21352	男		平成元年生		5万 円
21353	男		昭和63年生		5万 3,000円
21354	女		昭和59年生		5万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社のグループ会社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 31 件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社のグループ会社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。このため、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 39 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21355	男		昭和42年生		平成17年12月9日	114万 5,000円
21356	男		昭和50年生		平成17年12月9日	67万 7,000円
21357	男		昭和50年生		平成17年12月9日	82万 7,000円
21358	男		昭和50年生		平成17年12月9日	53万 1,000円
21359	男		昭和50年生		平成16年12月10日	79万 5,000円
21360	男		昭和51年生		平成17年12月9日	73万 6,000円
21361	男		昭和50年生		平成17年12月9日	52万 4,000円
21362	男		昭和50年生		平成17年12月9日	39万 7,000円
21363	男		昭和48年生		平成16年12月10日	45万 7,000円
21364	男		昭和54年生		平成17年12月9日	34万 円
21365	女		昭和42年生		平成17年12月9日	101万 8,000円
21366	女		昭和47年生		平成17年12月9日	82万 1,000円
21367	女		昭和54年生		平成20年7月18日	62万 4,000円
21368	女		昭和54年生		平成20年7月18日	52万 2,000円
21369	女		昭和48年生		平成16年7月16日	45万 7,000円
21370	女		昭和55年生		平成17年12月9日	36万 7,000円
21371	男		昭和54年生		平成17年12月9日	37万 1,000円
21372	男		昭和48年生		平成17年12月9日	37万 円
21373	男		昭和54年生		平成15年12月12日	1万 円
21374	男		昭和48年生		平成15年12月12日	1万 円
21375	男		昭和56年生		平成17年12月9日	32万 9,000円
21376	女		昭和48年生		平成16年7月16日	1万 円
21377	女		昭和44年生		平成16年7月16日	1万 円
21378	女		昭和53年生		平成16年7月16日	1万 円
21379	女		昭和53年生		平成16年7月16日	1万 円
21380	女		昭和50年生		平成16年7月16日	1万 円
21381	男		昭和51年生		平成16年7月16日	1万 円
21382	男		昭和45年生		平成16年7月16日	1万 円
21383	女		昭和58年生		平成20年7月18日	32万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21384	男		昭和44年生		平成18年12月8日	3,000円
21385	男		昭和50年生		平成17年12月9日	36万 5,000円
21386	男		昭和30年生		平成15年12月12日	67万 9,000円
21387	女		昭和56年生		平成15年12月12日	1万 円
21388	男		昭和49年生		平成16年7月16日	44万 円
21389	女		昭和56年生		平成16年7月16日	1万 円
21390	女		昭和51年生		平成16年7月16日	1万 円
21391	女		昭和52年生		平成16年7月16日	1万 円
21392	女		昭和54年生		平成16年7月16日	1万 円
21393	女		昭和52年生		平成16年7月16日	1万 円
21394	女		昭和54年生		平成16年7月16日	1万 円
21395	女		昭和53年生		平成16年7月16日	1万 円
21396	男		昭和38年生		平成16年12月10日	1万 円
21397	男		昭和41年生		平成17年12月9日	116万 9,000円
21398	男		昭和45年生		平成17年12月9日	86万 5,000円
21399	男		昭和50年生		平成17年12月9日	36万 4,000円
21400	男		昭和45年生		平成17年12月9日	38万 8,000円
21401	男		昭和47年生		平成17年12月9日	57万 7,000円
21402	男		昭和45年生		平成17年12月9日	38万 6,000円
21403	男		昭和48年生		平成17年12月9日	74万 8,000円
21404	男		昭和54年生		平成17年12月9日	51万 4,000円
21405	男		昭和38年生		平成17年12月9日	85万 2,000円
21406	男		昭和47年生		平成17年12月9日	37万 6,000円
21407	男		昭和44年生		平成17年12月9日	71万 3,000円
21408	男		昭和49年生		平成17年12月9日	36万 5,000円
21409	男		昭和49年生		平成17年12月9日	40万 1,000円
21410	女		昭和48年生		平成17年12月9日	32万 9,000円
21411	男		昭和55年生		平成17年12月9日	33万 5,000円
21412	女		昭和51年生		平成17年12月9日	35万 4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21413	女		昭和57年生		平成17年12月9日	42万 4,000円
21414	男		昭和51年生		平成17年12月9日	35万 9,000円
21415	男		昭和40年生		平成17年12月9日	48万 7,000円
21416	女		昭和49年生		平成17年12月9日	36万 4,000円
21417	男		昭和32年生		平成17年12月9日	98万 7,000円
21418	女		昭和57年生		平成17年12月9日	28万 9,000円
21419	女		昭和56年生		平成17年12月9日	28万 6,000円
21420	男		昭和56年生		平成17年12月9日	32万 9,000円
21421	女		昭和49年生		平成17年12月9日	36万 5,000円
21422	男		昭和47年生		平成19年12月14日	79万 2,000円
21423	男		昭和56年生		平成20年7月18日	47万 円
21424	男		昭和47年生		平成20年7月18日	68万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成13年1月1日、資格喪失日が14年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月1日から同年5月1日まで
② 平成14年5月1日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、年金事務所に対して申立期間②に係る事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間②の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社の保有する平成14年の賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していなかったとしていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成13年1月1日、資格喪失日が14年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社が保有する平成14年の賃金台帳により、申立人は同社に同年5月31日まで勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社同工場には昭和49年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する当時の出勤簿により、申立人は、申立期間においてA社B工場で勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「賃金台帳等の記録が残っていないので確認はできないが、3月31日付け退職者の給与は4月25日に支払われており、保険料は翌月控除しているので、4月に支給した給与から3月の保険料を控除しているはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②のうち、平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録は 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 9 月 1 日から 19 年 12 月 1 日まで

A 社に技術職として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。給料明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の平成 4 年 10 月から 6 年 6 月までの標準報酬月額は、当初、38 万円と記録されていたところ、同年 7 月 7 日付けで、遡って 18 万円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が 5 人確認できる。

また、A 社の事業主は、申立期間①当時、資金繰りに苦勞し社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の指導により、遡って標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行い、滞納保険料に充当した旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 4 年 10 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38

万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち、平成15年4月から16年2月までの期間について、申立人が提出した給料明細により、申立人は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、かつ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い額を給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給料明細において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記の給料明細において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成7年9月から15年3月までの期間及び16年3月から19年11月までの期間については、給料明細で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と符合していることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 20 年 3 月 19 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「2008 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 7 月 19 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 12 件 (別添一覧表参照)

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
21433		男	昭和36年生		150万 円
21434		男	昭和33年生		150万 円
21435		男	昭和42年生		150万 円
21436		男	昭和50年生		150万 円
21437		男	昭和46年生		150万 円
21438		女	昭和55年生		150万 円
21439		女	昭和54年生		150万 円
21440		女	昭和55年生		150万 円
21441		女	昭和50年生		150万 円
21442		男	昭和54年生		150万 円
21443		男	昭和49年生		100万 円
21444		男	昭和53年生		150万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 49 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は厚生年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「平成 19 年夏期賞与支給明細」及び申立人から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間に事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 49 万 7,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 51 万円であることから、49 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年10月から10年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年6月26日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年10月から10年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月26日より後の同年10月23日付けで、9万2,000円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間の一部において同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、上記遡及訂正処理日（平成10年10月23日）より前の同年5月31日に同社の取締役を辞任している上、同社の元経理担当取締役は、「申立人は営業担当として勤務し、社会保険関係事務に関与していなかった。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から10年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は20万円に訂正することが必要

である。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年5月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額より高額の報酬月額が支払われていた旨主張しているところ、申立人が提出した雇用保険受給資格者証から、申立人は当該期間にオンライン記録より高額の報酬月額を受けていたことが推認できるが、申立人及び当該期間に勤務していた従業員は給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記元経理担当取締役は、「社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき保険料を控除していたように記憶している。」旨供述している。

なお、上述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者から当委員会の照会に対する返答は無く、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、関連会社のC社への転籍はあったが、両社には継続して勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、C社が平成7年10月6日付けで作成した申立人に係る退職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年3月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和37年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月30日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成19年9月から20年3月までは22万円と記録されていたところ、同年4月11日付けで、遡って11万8,000円に減額訂正され、当該記録は資格喪失日である同年9月30日まで継続していることが確認できる。また、申立人と同日付けで減額訂正された従業員がほかに34人確認できる。

また、申立人の保管する平成19年9月から20年8月までの給与支給明細書から、申立人が上記減額訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、「財務全般事項は最高財務責任者に一任していたことから、詳細は分からない。」と回答しているが、A社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、事業主、最高財務責任者及び社会保険労務士が、滞納保険料の解消に向け社会保険事務所と対応し、標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったことをうかがわせる記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成20年4月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成19年9月から20

年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正
することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年1月から同年12月までは28万円、18年1月から19年1月までは30万円、同年2月から21年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間④から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月31日は28万6,000円、同年12月25日は37万4,000円、18年8月7日及び同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は36万円、同年12月20日は34万5,000円、20年7月25日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月1日から21年4月1日まで
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月28日
④ 平成17年7月31日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年8月7日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年7月20日
⑨ 平成19年12月20日
⑩ 平成20年7月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑩までの標準賞与額に係る記録が無い。給与明細書及び賞与明細書等を提出するの

で、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成17年1月から同年10月まで、同年12月から21年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、17年1月から同年10月まで及び同年12月は28万円、18年1月から19年1月までは30万円、同年2月から21年3月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年11月については、申立人は、給与明細書を保有していないが、申立人が提出した給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成16年2月から同年12月までについては、申立人は、給与明細書を保有しておらず、申立人から提出された預金通帳の写し、預金取引明細表及び17年度市・県民税課税証明書等の資料からは、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間④から⑩までについて、申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、A社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準給与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与額から、平成17年7月31日は28万6,000円、同年12月25日は37万4,000円、18年8月7日及び同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は36万円、同年12月20日は34万5,000円、20年7月25日は40万円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、申立人は、給与明細書を保有しておらず、申立人から提出された預金通帳の写し、預金取引明細表及び平成17年度市・県民税証明書等の資料からは、当該期間の厚生年金保険料控除額及び給与額について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 なお、申立人の申立期間①のうち、平成17年1月から21年3月までの期間及び申立期間④から⑩までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、申立期間①のうち、17年1月から21年3月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と上記給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、申立期間④から⑩までについては、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が長期間にわたりオンラインに記録されていないことは不自然であることから、事業主は、当該給与明細書及び給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を、また、当該給与明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額を、社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 16 年 12 月 10 日及び 17 年 12 月 10 日はそれぞれ 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった賞与計算書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与計算書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 12 月 10 日及び 17 年 12 月 10 日はそれぞれ 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	}	(別添一覧表参照)
基礎年金番号	:		
生年月日	:		
住所	:		

2 申立内容の要旨

申立期間 : (別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与計算明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与計算明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件4件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21455	女		昭和52年生		平成17年7月10日	21万 円
					平成17年12月10日	21万 円
21456	女		昭和56年生		平成17年12月10日	23万 円
					平成18年7月10日	23万 5,000円
					平成19年7月10日	24万 5,000円
					平成19年12月10日	24万 5,000円
					平成20年12月10日	25万 5,000円
21457	女		昭和57年生		平成18年7月10日	18万 5,000円
					平成19年7月10日	19万 5,000円
					平成19年12月10日	19万 5,000円
21458	女		昭和56年生		平成19年7月10日	21万 円
					平成19年12月10日	21万 円
					平成20年12月10日	22万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年3月31日）及び資格取得日（昭和31年5月7日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月31日から同年5月7日まで

A社B工場で、定時制高校に通いながら勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務しており、業務内容も変わらなかったため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の元同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和31年3月31日と記録されているところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、資格喪失日の記載が無く、同年5月7日に再度資格を取得していることが確認できる。

このことについて、日本年金機構は、申立人に係るオンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日が昭和31年3月31日となっていることについて確認ができない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における申立人の年金記録管理が適切に行われていなかったものと認められ、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間が存在する申立期間の前後の期間と同様、申立期間についてもA社B工場において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。したがって、申立人の同社同工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年3月31日）及び資格取得日（昭和31年5月7日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年10月1日から37年2月4日までの期間について、申立人のA会における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、35年10月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年10月15日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A会における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和37年5月1日）及び資格取得日（昭和37年10月15日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年10月1日から37年2月4日まで
② 昭和37年5月1日から同年10月15日まで

A会に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も雇用形態及び仕事内容に変更は無く、同会に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A会の当時の同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②当時、同会に勤務していたことが確認できる。

申立期間①については、A会に係る事業所別被保険者名簿（以下「名簿」という。）において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、当初、昭和35年10月1日と記録されていたところ、37年11月17日付けで、一旦記録された36年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上、遡って37年2月4日に訂正されていることが確認できる。そして、名簿では、申立人と同様、資格取得日に係る記録が同年11月17日付けで遡って取り消された上で訂正されている被保険者が6人確認できる。また、このうち二人については、申立人と同様、同年11

月 17 日付けで、一旦記録された 36 年 10 月の標準報酬月額の時決定が取り消された上、資格取得日に係る記録（昭和 35 年 8 月 1 日又は 36 年 6 月 1 日）が、遡って 37 年 2 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）では、申立人の A 会における被保険者資格取得日が昭和 35 年 10 月 1 日と記録されていることが確認できるところ、資格取得日の訂正が行われた形跡は無く、また、当該記録は、名簿における訂正前の申立人に係る資格取得日と一致している。

加えて、名簿において、申立人と同様、資格取得日に係る記録が遡って取り消された上で訂正されていることが確認できる上記 6 人の被保険者については、いずれも申立人と同様、払出簿における資格取得日が、名簿における訂正前の資格取得日と一致している。

次に、申立期間②について、名簿及びオンライン記録によると、申立人は、遡って資格取得日の訂正処理が行われた昭和 37 年 11 月 17 日より前の同年 5 月 1 日に A 会における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同年 5 月 1 日から同年 10 月 15 日に同会において被保険者資格を再取得するまでの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、申立人の A 会における上記の資格喪失日（昭和 37 年 5 月 1 日）及び再取得日（昭和 37 年 10 月 15 日）については、その処理日が確認できないものの、申立人と同様、昭和 37 年 11 月 17 日に記録の訂正処理が行われていることが確認できる上記 6 人の被保険者について、名簿及びオンライン記録によると、申立人と同様に資格取得日の訂正処理日である同年 11 月 17 日より前の同年 5 月 1 日（5 人）又は同年 8 月 1 日（一人）に被保険者資格を喪失し、同年 10 月 10 日ないし同年 12 月 5 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、名簿において、「備考」欄の記載から、昭和 37 年 11 月 17 日に記録の訂正処理が行われたことが確認できる申立人を含む 7 人の被保険者の資格喪失年月日については、上記「備考」欄と同様の筆跡及び朱書きでの記入が確認できることから、申立期間①に係る資格取得日の訂正処理と一連の手続きにより記録されたことがうかがえる。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立てに係る資格取得日の取消し及び訂正処理、並びに当該処理に連動して行われた資格の喪失及び再取得処理については、事実上即したものは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った処理に合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、申立人の A 会における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、名簿における訂正前の資格取得日である昭和 35 年 10 月 1 日であると認められ、また、申立人は、厚生年金保険の被保険者記録が存在する申立期間②の前後の期間と同様、申立期間②についても同会において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、名簿において確認できる訂正前の記録から 1 万 6,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、同名簿において確認できる標準報酬月額の定時決定に係る取消し前の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 12 月 5 日から 23 年 8 月 30 日まで
② 昭和 23 年 9 月 1 日から 24 年 12 月 2 日まで

年金の裁定請求をするために社会保険事務所（当時）へ行ったとき、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。受給した覚えは無かったが昔のことで諦めていた。今回、日本年金機構からはがきをもらったので申立てをすることにした。支給決定日となっている日は結婚後の住所地に転居しており、旧住所では受給できないはずであり、また、結婚後の住所地においても受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 24 年 12 月 2 日の前後の各 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 6 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外には支給記録が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前にある最初の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人の申立期間を含む厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の表面には、厚生年金保険被保険者期間として、当該未請求期間（18 か月）及び申立期間（23 か月）の計 41 か月が記載されている上、当該被保険者台帳においては、厚生年金保険被保険者記号番号を統合したこととなっているにもかかわらず、裏面の保険給付欄には、脱退手当金の支給期間として申立期間の 23 か月のみが記載されており、当該未請求期間（18 か月）については支給対象とされていないことなどから、申立人に係る脱退手当金の支給が適正に行われ

ていたとは言い難い。

さらに、申立人が、脱退手当金支給決定前の3回の被保険者期間のうち、申立期間①及び②それぞれの期間より長い、当該最初に勤務した事業所に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所記号番号B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは28万円、同年10月から5年3月までは30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

A社に正社員のシステムエンジニアとして勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

オンライン記録によると、申立人のA社（事業所記号番号B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、A社（事業所記号番号B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、同年7月31日と記録されている者が、申立人以外に同社事業主を含め34人いることが確認できるほか、5年3月18日付けで、当初記録されていた4年8月の随時改定が取り消され、同年7月31日と記録されている者が一人いることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、上記34人と一人及び申立人を含めた36人のうち、A社が再度厚生年金保険の適用事業所となった平成5年4月1日付けで同社において被保険者資格を再取得している者が、申立人及び事業主を含め29人いることが確認できる。

加えて、上記 29 人のうち回答のあった 7 人の元従業員のうち一人は、「当時の社会保険担当者から、申立期間当時、A社は社員全員分の保険料を支払っていないと聞いた。」旨回答している。他の 6 人のうち 4 人は、申立期間当時の A 社の経営状況について、「経営不振」と回答しており、他の二人は、「申立期間当時は給与の遅配があった。」旨回答している。なお、当時の社会保険担当者にも照会したが、回答は得られなかった。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人が同社の取締役であった記録は無く、同社の複数の元従業員は、「申立人は正社員でシステムエンジニアであった。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成 4 年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の A 社（事業所記号番号 B）における資格喪失日は、5 年 4 月 1 日付けで再度厚生年金保険の適用事業所となった同社（事業所記号番号 C）における資格取得日である同年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成 4 年 6 月のオンライン記録及び取消し前の同年 10 月の定時決定の記録から、同年 7 月から同年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 5 年 3 月までは 30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にC社から分社化したA社に転籍したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る転籍同意書及び同僚の回答により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務（平成5年9月21日にC社からA社に転籍）していたことが確認できる。

また、A社の当時の人事担当者は、「申立人の給与から保険料が控除されていた。」と回答しており、B社の現在の人事担当者も、「保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から保険料を控除していたはずである。」と述べている。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成5年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認できることから、申立期間には、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年10月の

社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 20 年 6 月 30 日における標準賞与額に係る記録を 27 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 20 年 6 月の賞与支給明細及び普通預金通帳により、申立人は、同年 6 月 30 日にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、27 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年8月4日は150万円、19年7月27日は20万円、20年7月14日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月4日
② 平成19年7月27日
③ 平成20年7月14日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成18年8月4日は150万円、19年7月27日は20万円、20年7月14日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、

当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 4 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 8 月 4 日は 150 万円、19 年 7 月 27 日は 40 万円、20 年 7 月 14 日は 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 4 日
② 平成 19 年 7 月 27 日
③ 平成 20 年 7 月 14 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 18 年 8 月 4 日は 150 万円、19 年 7 月 27 日は 40 万円、20 年 7 月 14 日は 45 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、

当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 8 月 4 日は 30 万円、19 年 7 月 27 日は 40 万円、20 年 7 月 14 日は 45 万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 4 日
② 平成 19 年 7 月 27 日
③ 平成 20 年 7 月 14 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 18 年 8 月 4 日は 30 万円、19 年 7 月 27 日は 40 万円、20 年 7 月 14 日は 45 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、

当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年2月26日であると認められることから、申立期間③の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和56年10月1日から57年8月31日まで
③ 昭和57年8月31日から58年2月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和46年4月1日に入社し58年2月25日に退職するまでの期間、継続して勤務し、当該期間においても、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。当時、同社ではB支店長として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録によると、20万円と記録されているが、同社に係る事業所別被保険者名簿においては、当初、申立人の昭和56年10月の定時決定において、標準報酬月額が41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年2月28日）の後の58年5月6日付けで、56年10月に遡及して標準報酬月額を20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「標準報酬月額が減額された期間は、申立人はB支店長

であったが、厚生年金保険事務には関与していない。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、オンライン記録において、申立人について、昭和57年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが記録されているが、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人が58年2月25日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の昭和57年10月の定時決定の取消処理及び同年8月31日の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年2月28日）より後の58年5月6日付けで行われていることが確認できるとともに、同社の従業員15人の57年10月の定時決定等の取消処理及び31人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理についても、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった58年2月28日以降に行われていることが確認できる。

さらに、A社の元従業員は、「当時、申立人はB支店長及びC支店長であるが、厚生年金保険事務には関与していない。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和57年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である58年2月26日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、A社の複数の元従業員の供述から、申立人が昭和46年4月1日から同社に営業社員として勤務していたことは推認される。

しかし、当時、A社の総務部長であり厚生年金保険事務手を担当していたとする元従業員は、「当時、営業マンは退職者が多く、定着を見極めるため、原則として3か月間の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。また、厚生年金保険に加入させていない期間は、保険料は控除していなかった。」旨供述している。

そこで、A社の元従業員のうち、自身の職種が営業であり、入社日も申立人とほぼ同時期である旨供述している複数の元従業員の入社日及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日を調査したところ、入社日の2か月から6か月後に資格取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、A社では、営業社員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年11月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年11月から21年3月までは40円、同年4月から22年5月までは360円、同年6月から23年1月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月9日から23年2月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で被保険者資格を取得した記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和20年11月9日と記載され、21年4月1日に標準報酬月額の随時改定が行われている記載が確認できるものの、資格喪失日の記載は無い。

しかしながら、A社は、同社が保存している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（控）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）」に申立人の資格取得日は昭和20年11月9日、資格喪失日は23年2月1日と記載されていることから、申立人の同社における雇用期間は20年11月9日から23年1月31日までとしており、申立人に係る資格取得及び資格喪失の届出を社会保険事務所に対し行ったと回答している。

一方、年金事務所は、上記被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失日の記載が無い理由について不明であると回答しており、社会保険事務所における年金記録の管理が適切ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年11月9日に厚生年金保

険被保険者の資格を取得し、23年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録及びA社が保存している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（控）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）」に記載されている標準報酬月額から、昭和20年11月から21年3月までは40円、同年4月から22年5月までは360円、同年6月から23年1月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 5 月まで

私の妻は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が納付済みとされず免除とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、夫婦二人の保険料を納付していたとする妻は申立期間の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①については、全て申請免除期間と記録され、その申請日は昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間は 59 年 4 月 18 日、昭和 60 年度は 60 年 7 月 1 日、61 年度は 61 年 7 月 1 日とそれぞれ当該期間の夫婦の免除申請日が全て同日であり、これらの処理日も同日であることがオンライン記録で確認できるなど、免除記録に不合理な点はみられず、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は当該期間のうち昭和 63 年 8 月から平成 2 年 5 月までの期間の保険料は口座振替で納付していたと説明しているが、申立人が所持する普通預金口座元帳(写)では、昭和 63 年 9 月から平成 2 年 6 月までの期間にそれぞれ一人分の保険料のみが引き落とされていることが確認でき、妻の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 5 月までの期間の保険料は毎月翌月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認できることから、上記の口座振替で納付された保険料は納付済みとされている妻の保険料であったものと推認でき、保険料を納付したとする妻は当該口座振替以外に別の納付方法で一人分の保険料を納付した記憶が無いほか、平成 4 年 3 月に申立人に過年度保険料の納付書が作成されたことがオンライン記録で確認できるが、妻は過年度分

の保険料を遡って納付した記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が納付済みとされず免除とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人の保険料を納付していたとする申立人は申立期間の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①については、全て申請免除期間と記録され、その申請日は昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間は 59 年 4 月 18 日、昭和 60 年度は 60 年 7 月 1 日、61 年度は 61 年 7 月 1 日とそれぞれ当該期間の夫婦の免除申請日が全て同日であり、これらの処理日も同日であることがオンライン記録で確認できるなど、免除記録に不合理な点はみられず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は夫婦の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、当該期間後の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 5 月までの期間は、一人分の保険料のみが口座振替で納付されていることが申立人の夫が所持する普通預金口座元帳（写）で確認でき、申立内容と相違しているほか、元年 11 月 6 日に過年度保険料の納付書が作成されたことがオンライン記録で確認できることから、当該期間のうち昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間のいずれかの保険料が未納であったことが推認できるが、申立人は当該期間直前の 62 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 63 年 7 月に過年度納付していることがオンライン記録で確認できるものの、当該期間の保険料を遡って納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12319

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで
私の国民年金の加入手続は、婚姻後に私の夫が行い、それ以降、夫婦二人の国民年金保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時の昭和 59 年 5 月時点で作成された年度別納付状況リストでは、申立期間のうち 54 年 4 月から当該リスト作成までの期間は未納として記録されている。

また、申立人及びその夫は、夫が婚姻後に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が現在所持する再交付の押印のある年金手帳は婚姻後に申立人の国民年金の加入手続を行った際に発行されたものではないかと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻前の昭和 53 年 4 月頃に旧姓で払い出されており、申立人が現在所持する再交付の押印のある年金手帳に記載されている住所は婚姻当初のものではなく、58 年 10 月以降に居住した住所であることが戸籍の附票で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする母親は国民年金の加入手続を行った場所、保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 3 月から 5 月頃までに払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が定かではなく、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

私は、将来のことを考えて、会社を辞めるたびに国民年金への加入手続を行い、未納期間がないように国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めるたびに、国民年金への加入手続を行い、未納期間がないように国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。しかし、申立期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として管理されていることが確認できる。また、申立人が所持する年金手帳において、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録が記載されていない。これらのことから、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続は行っておらず、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る加入手続、保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 から 平成 2 年 2 月 まで
私は、昭和 62 年頃に、A区の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その際、今まで未納であった 60 年4月以降の夫婦二人分の国民年金保険料を遡って一括で納付した。以後は、口座振替により夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 62 年頃に、A区の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をした。」と主張している。しかし、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成4年3月頃に、当時居住していたB区において、申立人の元夫と連番で払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いことから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、昭和 60 年4月から平成2年1月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私は、昭和 62 年頃に、今まで未納であった 60 年4月以降の夫婦二人分の保険料を遡って一括で納付し、以後は口座振替により夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張している。しかし、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成2年3月から3年3月までの期間の保険料を4年4月に、3年4月から4年3月までの期間の保険料を同年3月に、夫婦一緒に遡って納付していることが確認できることなどから、申立人が主張する口座振替による納付とは考えられず、申立期間直後の保険料の納付方法に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)が無い上、遑って納付したとする保険料の納付金額等の記憶も曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 58 年 3 月まで

私は、23 歳の昭和 54 年 4 月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、20 歳の誕生日の前日である 50 年*月まで遡って国民年金保険料を納付した。その後の申立期間の保険料は、しばらく市役所窓口で納付した後、口座振替により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 4 月頃に、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、60 年 2 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「当該手帳以外に別の年金手帳の交付を受けた記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、50 年 11 月から 57 年 12 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、前述の手帳記号番号の払出しの時点において納付が可能であった昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、時効期限後の 60 年 5 月に納付されたため、過誤納として申立期間直後の 58 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当処理されていることが確認できる。これらのことから、申立期間のうち、58 年 1 月から同年 3 月までの期間は、申立人が納付した 60 年 5 月の時点においては、未納期間であったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった昭和 54 年*月に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が 20 歳になった昭和 54 年*月に私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成 5 年 4 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「申立期間当時に、父から国民年金手帳を受領した記憶は無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間に係る被保険者資格の喪失記録は、平成 5 年 4 月 16 日に追加され未納期間として整備されていることが確認できることから、申立期間は、当該記録が追加される前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月

私は、昭和44年11月に会社を退職し、同年12月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、年金手帳に44年4月から同年11月まで「納付不要」の印が押されたため、同年11月の国民年金保険料を納付することができなかった。申立期間の保険料を納付できるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳払出一覧表によれば、申立人が主張する昭和44年12月ではなく、45年3月頃に払い出されたものと推認できる。

また、申立期間当時は、本人からの申出等により国民年金の加入記録を作成していたものと考えられることから、申立人の所持する国民年金手帳に44年11月の保険料は納付する必要がないことを意味する「納付不要」と記載したものと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間は、平成10年7月13日に、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日の記録が昭和44年12月から同年11月に訂正されたことにより生じた未納期間であることが確認でき、また、申立期間は、当該訂正時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。これは、基礎年金番号の導入により、申立期間の直前の厚生年金保険の加入期間が、申立人が当時に申し出たと思われる44年11月末までの勤務ではなく、厚生年金保険に係る記録により同年11月21日に同資格を喪失したことが確認できたことから、当該記録訂正が行われたものと考えられる。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立人が保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、行政側が昭和44年11月の保険料を納付不要とした判断についての適否を調査審議することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12329 (事案 2622 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年3月まで

私は、会社を退職した昭和46年2月に区役所で国民健康保険と国民年金に同時に加入し、国民年金保険料は妻が夫婦二人分の保険料を郵便局から納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和46年2月27日に厚生年金保険被保険者証の再交付を受け、翌日に国民年金に加入したことから国民年金手帳の「被保険者となった日」欄に「昭和46年2月28日」と記載されていることをもって、申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の50年3月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、国民健康保険と国民年金に同時に加入していたことを示す資料として新たに母子手帳を提出したが、当該母子手帳に国民健康保険及び国民年金の加入を示す記載は無い。

また、申立人は現在所持している年金手帳は加入手続後、しばらくしてから入手したものであり、申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶があると説明しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和46年2月から同年6月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を

納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成元年11月までの期間、2年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月から同年11月まで
② 昭和62年12月から平成元年11月まで
③ 平成2年7月及び同年8月

私は、会社を退職した後、昭和62年9月に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び保険料額等の記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄に被保険者となった日として「昭和62年9月16日」と当該期間直前の厚生年金保険の被保険者期間の喪失日が記載されていることから、申立人は当該時点から保険料を納付していたはずと説明しているが、当該期間は申立人が20歳到達前の期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年2月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は厚生年金保険の記号番号及び上記の国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しているが、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

私は、昭和36年頃に友人と一緒に居住していた市の市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和36年頃に友人と一緒に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は45年9月頃に払い出されており、当該友人の手帳記号番号は51年2月頃に払い出されている。

また、申立人は、申立期間当時に居住していた市で行われていた印紙検認方式による保険料の納付について記憶が曖昧であること、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は、昭和62年2月19日に国民年金被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年3月まで

私は、平成17年4月に講師となり収入も増えたので、それまで納付していなかった16年4月から17年3月までの1年間の国民年金保険料を同年9月頃に平成16年度の前納納付書により金融機関で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間の保険料を平成17年9月頃に前納納付書で納付したと説明しているが、前納納付書には前納保険料を納付できる期間の「使用期限」の記載があり、平成16年度の前納納付書の使用期限は平成16年4月30日とされているため、この期限経過後に当該納付書を使って金融機関で保険料を納付することはできず、仮に金融機関が誤って収納してしまった場合は、前納保険料は同年4月から17年2月までの定額保険料に充当され、残額は還付されることとなるが、申立人は保険料が還付された記憶は無いと説明しており、オンライン記録では申立人に対し保険料が充当及び還付された記録は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金保険料を納付するために、平成17年9月7日に預金から15万5,000円を引き出して金融機関で保険料を納付したと説明しているが、当委員会において申立人が保険料を納付したとする金融機関に対し、申立人が申立期間の保険料を納付するために預金を引き出したとする同年同月同日から同年同月30日までの期間について、国民年金保険料納付済通知書の保管の有無の調査を依頼した結果、当該金融機関は申立てに該当する納付済通知書は無いと回答しているほか、申立人は、同年の年

未調整時に申立期間の保険料額を社会保険料控除として申告していないと説明しており、申立人の申立期間における保険料の納付状況を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から同年10月まで

私の母は、私が厚生年金保険適用事業所を退職した翌月の平成15年7月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、送られてきた納付書により区役所で保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付に関与しておらず、切替手続き及び保険料を納付していたとする母親は、送付された納付書は遅れることなく全て納付していたと説明するものの、申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、国民年金の再加入手続きを行った記憶は無いと説明している。

また、申立期間については、申立人が平成15年7月1日に厚生年金保険適用事業所を退職し国民年金未適用者であったため、同年9月25日に被保険者取得勸奨が作成され、17年2月22日に未適用者一覧表が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点で申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月及び同年 2 月

私は、専門学校を卒業した後の平成 6 年 7 月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は平成 20 年 4 月までに納付しており、「平成 20 年分給与所得の源泉徴収票」に申立期間である 2 か月分の保険料を納付した記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断

申立人は、申立期間の国民年金保険料は平成 20 年 4 月末日までには納付したと説明し、所持する「平成 20 年度分給与所得の源泉徴収票」に申立期間 2 か月分の国民年金保険料額の記載があることをもって、申立期間の保険料を納付していたと主張しており、当該源泉徴収票の摘要欄には、「国民年金等」として申立期間当時の 2 か月分の保険料額と一致する金額が記載されている。

しかしながら、当該源泉徴収票を作成する際に申立人から提出された平成 20 年 10 月 1 日付「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」には、申立期間直前の 19 年 11 月及び同年 12 月の 2 か月の保険料が 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に納付されたことが記載されていること、申立人が所持する国民年金の 19 年 11 月及び同年 12 月の領収証書には、当該期間の保険料は 20 年 2 月 25 日に納付していることが確認できることから、上記源泉徴収票は申立期間の保険料を納付したことを示す資料とは認められないほか、申立人は 19 年及び 21 年の確定申告は行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から11年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から11年5月まで

私は、平成5年5月に厚生年金保険適用事業所を退職後、生活に余裕が無かったため、国民年金保険料を納付することができなかったが、9年8月以降はアルバイト収入が安定したため、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間中の平成10年1月に転居しており、申立期間の保険料は転居前の区では近くの出張所で1か月ごとに納付し、転居後の区でも同様に区役所で保険料を納付していたと説明しているが、申立人の基礎年金番号は転居後の区で12年2月22日に付番されており、この付番時点では申立期間の保険料を前住地の区の出張所で納付することはできないほか、当該付番時点では申立期間のうち9年8月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、10年1月から11年3月までの期間の保険料は過年度納付となるため区役所では保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間直後の平成11年6月から同年8月までの保険料は13年7月31日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、この納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年3月までの期間、58年10月から59年6月までの期間、60年8月から62年6月までの期間及び平成元年11月から3年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年10月から56年3月まで
② 昭和58年10月から59年6月まで
③ 昭和60年8月から62年6月まで
④ 平成元年11月から3年5月まで

私は、申立期間①、②、③及び④当時は生活保護を受けていたので、当然、当該期間に係る国民年金保険料の納付義務は免除されていたはずである。申立期間の保険料が未納とされ、法定免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②、③及び④当時は生活保護を受けていたので、当該期間に係る国民年金保険料の納付義務は免除されていたはずである。」と主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた地域の生活保護行政を所掌していたA県のB総合振興局並びにC区のD、E及びF福祉事務所は、申立人が当該期間において、生活保護法による生活扶助等を受けていたことを確認できない旨を回答している。

また、国民年金法は、前述の生活保護法による生活扶助等を受ける場合のほか、被保険者が、i) 被用者年金各法に基づく障害基礎年金又は障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者であるとき、ii) 厚生労働省令で定める施設に入所しているときに該当するに至ったときは保険料を納付することを要しない旨を規定しているが、申立人は、「申立期間①、②、③及び④当時は、障害年金は受給していなかった。また、厚生労働省令で定める施設には入所していなかった。」と述べていることを踏まえると、申立人は、当該期間においては、保険料の法定免除の要件に該当していなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を法定免除されていたことを示

す関連資料が無く、このほか、申立人が当該期間の保険料を法定免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年9月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年9月から平成2年3月まで
私は、20 歳になった昭和 58 年*月頃に、当時勤務していた会社の社長夫人に勧められ、国民年金の加入手続をした。私の申立期間の国民年金保険料は、同社長夫人が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 58 年*月頃に国民年金の加入手続をした。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間より後の平成4年2月に、申立人の妻の手帳記号番号と3番違いで払い出されていることが確認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、オンライン記録によると、申立期間は、当該手帳記号番号が払い出された4年2月に、厚生年金保険の記録を確認したことに合わせ、国民年金の被保険者資格の記録が追加され、国民年金保険料の未納期間として整備された期間であることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該記録の追加の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた会社の社長夫人が納付してくれたと思う。」と述べているが、同社長夫人は、「申立人には、国民年金に加入した方がいいよと教えてあげたが、加入手続や保険料の納付については、個人のことなのでやってあげたことはない。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、申立人及びその妻の保険料は、前述の手帳記号番号が払い出された平成4年2月から納付が開始されており、夫婦共ほぼ同一日に保険料を納付していることが確認できる上、申立期間のうち、婚姻後の昭和 61 年4月から平

成2年3月までの期間は、夫婦共に保険料が未納と記録されていることが確認できる。

加えて、前述の社長夫人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、同社長夫人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成 2 年 2 月まで
② 平成 2 年 3 月から同年 9 月まで

私の両親は、私が厚生年金保険の適用事業所を退職後に、私の国民年金への加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間②については、平成 10 年か 11 年頃に、A 市役所で、夫とともに保険料の未払期間を調べてもらい、夫婦二人分の未払保険料をまとめて全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 1 月に付番されていることが確認できる。また、申立人は国民年金の手帳を所持した記憶が無いことなどから、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①及び②は、9 年 1 月の基礎年金番号の付番の時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間①の保険料を納付したとする申立人の両親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間①の保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、申立期間②については、申立人が一緒に納付記録を確認し未納分の保険料をまとめて納付したとする申立人の夫も、オンライン記録によると、申立期間②を含む昭和 63 年 4 月から平成 2 年 9 月までの期間の保険料が未納となっていることが確認できる上、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

なお、申立人は、「平成 10 年か 11 年頃に、A 市役所で夫とともに未払期間の保険料

を調べてもらい、夫婦二人分の未払分の保険料をまとめて全て納付した。」と述べている。しかし、オンライン記録によれば、申立人及びその夫は、10年8月から11年3月までの期間の保険料を同年4月にまとめて現年度納付し、同年4月から12年3月までの期間の保険料を11年4月にまとめて前納していることが確認できることから、申立人のまとめて納付したとの記憶は、当該期間の保険料の納付の記憶であるとも考えられる。

加えて、申立人及びその両親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人及びその両親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 54 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続をどこで行ったか憶えていないが、20 歳になった昭和 50 年*月頃に母に勧められて自分で行ったことははっきりと憶えている。決意して加入したのだから、申立期間の国民年金保険料を納付しないわけがない。保険料は、一度も滞納せずに納付したと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20 歳となった昭和 50 年*月頃に自分で国民年金の加入手続を行った。保険料は、一度も滞納せずに納付したと思っている。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録等によると、昭和 54 年 2 月頃に A 市で払い出されていることが推認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、50 年 11 月から 51 年 12 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、20 歳の頃は A 市に居住していたと述べているが、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人が 20 歳となる 50 年*月時点における申立人の住所は B 県 C 町と記載されている上、申立人も国民年金に加入するために同町に帰省した記憶も無く、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧である。

また、申立期間のうち、52 年 1 月から 54 年 3 月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、遡って保険料を納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「保険料は、一度も滞納せずに納付したと思っている。また、保険料は定期的に納付しており、まとめて納めたことはないと思う。」と述べている。

さらに、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が D 銀行に開設

した口座で口座振替により保険料を納付していることが確認でき、申立人の同銀行の口座番号における入出金記録によると、申立期間より後の昭和 54 年 4 月から申立人が共済組合に加入した 57 年 9 月までの期間に係る保険料が口座振替により納期限内に納付されていることが確認できることから、申立人の一度も滞納せずに保険料を納付したと思うとの主張は、当該期間の保険料の納付であるとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月及び同年 11 月

私は、平成 17 年 9 月に会社を退職後に就職した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、私の妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻は加入手続を行っていないと説明しており、納付書の記憶は無く、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人が申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、申立期間後の平成 19 年 8 月時点で勧奨関連対象者一覧が作成されており、当該時点で国民年金に未加入であったことがオンライン記録で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の基礎年金番号は 9 年 1 月 1 日に厚生年金保険の記号番号で付番されており、申立期間当時に申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間後に就職した厚生年金保険適用事業所の平成 17 年分の年末調整をした給与所得の源泉徴収票及び申立期間前に勤務していた厚生年金保険適用事業所の同年分の給与所得の源泉徴収票を所持しているものの、いずれの資料の社会保険料額欄にも申立人の申立期間の保険料を納付したことは記載されていないほか、当委員会において申立人の居住地を管轄する税務署に対し、申立期間当時の確定申告書の有無について調査依頼したが、申立人に係る同年分の確定申告は無いとの回答であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 56 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 56 年 11 月まで

私の両親又は税理士は、私が昭和 51 年 3 月に短大を卒業後、家業を手伝い始めた時に私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料は、最初の約 1 年は両親が納付してくれていたが、その後は私が叔父の家に居候する 56 年 11 月までの間、自身で自宅近くの支所や郵便局で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行い最初の約 1 年の保険料を納付していたとする両親は、高齢のために国民年金の加入手続の場所、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金の加入手続を両親が依頼したかもしれないとする税理士は、連絡先が不明で加入手続の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 60 年 7 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時、年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの期間、10年11月から12年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年5月から6年3月まで
② 平成10年11月から12年6月まで
③ 平成12年8月から同年11月まで

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、短大を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。また、厚生年金保険適用事業所を退職した後は、私が保険料を納付していた。私は、納付期限ぎりぎりに保険料を納付することが多く、納付し忘れたことも何度かあったが、これほど長期間の未納は無いはずである。

申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は当該期間当時、現在所持している当該期間直後の厚生年金保険の記号番号が記載されているオレンジ色の手帳とは別の手帳を所持していた記憶があると説明しているものの、手帳の色等の記憶が定かでないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間に保険料を納付していない期間が

あることは承知しているものの、申立期間②及び③を合わせた 24 月も保険料を納付していなかったことはないと主張しているが、当該期間のうち保険料を納付していた期間あるいは納付していなかった期間は不明で、保険料を納付していたとする期間を特定することができない。また、申立人は当該期間の保険料は 1 か月から 3 か月ずつ現年度納付及び過年度納付していたと説明しているが、それぞれの納付を行った回数、納付期間及び納付時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、いつも納付期限直前に保険料を納付しており、納付期限を過ぎてしまったことが何回かあり、それが当該期間のうちどの期間であるかについては不明であると説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年8月まで

私は、大学卒業後の昭和56年4月に国民年金の加入手続を行い、公務員として採用される57年8月までの国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び場所に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時の納付額は月額6,000円から7,000円くらいであったと説明しているが、その額は当時の保険料月額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が56年4月と記載されていることをもって、同月に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

さらに、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私は、学校の教師から国民年金には加入しなければならないと教えられたことが記憶に残っており、国民年金に加入して国民年金保険料を納付することは当然だと思っていた。加入を行った時期は記憶していないが、加入後は遡ってまとめて保険料を納付したことはなく、申立期間の保険料をまめに納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年3月頃に払い出されており、申立期間の保険料は遡って納付することとなるが、申立人は遡ってまとめて保険料を納付したことはなく、送付されてきた納付書により順に納付していたと主張していることから、申立人の説明では申立期間の保険料を納付することはできないほか、申立人は現在所持している再交付の印が押された年金手帳と紛失した手帳のほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から9年3月まで
私の両親は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は申立期間直後の平成9年4月10日に付番されていることがオンライン記録で確認でき、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、申立期間当時に両親から年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年3月から平成2年11月まで

私の母は、私が20歳になった昭和63年*月頃、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が結婚するまで母が妹の分と一緒に納付してくれていた。妹の保険料は20歳の時から納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人の母親が昭和63年*月頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の平成2年12月25日に任意加入したことにより払い出されていることが手帳の記載及びオンライン記録で確認でき、当該手帳記号番号が払い出される前は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行った際に交付された年金手帳を1冊所持しており、当該年金手帳以外に別の年金手帳を所持した憶えはないと説明しており、申立期間当時、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妹は、元年10月18日に強制加入被保険者資格を取得しているが、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母親は、加入時の状況及び申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から9年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に国民年金に加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から加入手続き及び保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は平成9年3月11日に付番された基礎年金番号により同年4月から保険料の納付を開始していることが確認できるが、申立人は、母親から申立期間の保険料額及び納付場所等に関する具体的なことを聞いた記憶は無いとしており、申立期間の保険料を遡って納付したことも聞いたことはなかったと説明していること、申立人は、母親から国民年金の手帳を受け取ったことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から54年12月まで

私は、夫の母から未納分の国民年金保険料を一括納付することができる特例制度があることを聞いた。夫に相談したところ、手続きの方がよいと言われたので、昭和55年1月頃に35万円くらいの保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付月数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和55年1月頃に35万円くらいの保険料を遡って納付したと説明しているが、その金額は申立期間の保険料額と大きく異なっている一方、申立人の申立期間直前の36年4月から41年12月までの保険料は55年6月23日に第3回特例納付により納付されていることが特殊台帳及び附則4条納付者リストで確認でき、その納付時点で納付することが可能な当該申立期間直前の期間の特例納付保険料及び直後の55年1月から56年3月までの保険料の合計額は33万5,940円であり、この金額は申立人が一括納付したとする金額とおおむね一致しているほか、申立人が所持する預金通帳では上記特例納付日に同額の出金記録が確認できる。

さらに、申立人は申立期間当初の昭和42年1月15日に国民年金被保険者資格を喪失し、55年1月29日に任意加入被保険者資格を取得していることが申立人が所持する年金手帳で確認でき、申立期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であるため、特例納付により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 25 日から 42 年 3 月 20 日まで
② 昭和 42 年 3 月 20 日から 49 年 7 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間について脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 49 年 10 月 29 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、A国に移住しており、昭和 60 年の年金制度改正前は、海外転出した者は日本人であっても年金制度の適用除外となり、それまでの被保険者期間をその後に加算することとなる国外の年金と通算することができなかったことから、申立人がその当時において脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 8 日から同年 5 月 21 日まで
② 昭和 40 年 5 月 21 日から 50 年 4 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 50 年 4 月 1 日の前後 6 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 68 人の支給状況を調査したところ、23 人について支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 22 人が資格喪失日から約 7 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、上記 22 人のうち 6 人が、事業所から説明を受け、又は、説明も無いまま、事業所が脱退手当金の請求手続を行った旨供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 50 年 10 月 22 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 15 日から 48 年 8 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金を受給していることを初めて知った。前職では脱退手当金 2 万円を受給したが、その後の会社では脱退手当金を受給した覚えは無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、初めて被保険者として使用された事業所として当該申立人が受給したと主張する被保険者期間に係る事業所名、最後に被保険者として使用された事業所として申立期間に係る事業所名が記載されているなど、申立期間以前に脱退手当金が支給されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給について、脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名、押印及び申立人が退職時に居住していたとする自宅の住所が確認でき、厚生年金保険脱退手当金裁定伺の備考欄には、脱退手当金の支払金融機関名として当該住所地に近い郵便局が記載されているなど、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金については受給した記憶が無いという主張のほか、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情

は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 11 月から 48 年 8 月まで
③ 昭和 50 年 11 月 11 日から 52 年 8 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に運転手として勤務していた申立期間①、C事業所又はD事業所に運転手として勤務していた申立期間②及びE社に運転手として勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も確かに勤務していたので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、自身と同僚がA社で従事していた業務の内容及び当時の社屋の配置を記憶しているところ、当該記憶は上記同僚が供述する同僚自身の業務内容及びB社の現在の代表取締役の供述と符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答している。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険の加入記録がある上記同僚及び複数の従業員に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、申立人を記憶している者はおらず、上記同僚及び従業員一人は、自身の勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していないとしている。

さらに、オンライン記録によると、上記同僚が、申立人と同一の業務に従事していたと記憶する従業員は、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当時、同社では、従業員の全員は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人が申立期間②に勤務していたとするC事業所又はD事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、所在地を管轄する法務局には商業登記の記録が無く、C事業所又はD事業所の代表者を特定することができないことから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、C事業所又はD事業所における同僚一人の姓を記憶しているが、当該同僚の連絡先は不明であることから、この者に、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間③にE社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時のE社の経理担当者であったとする者は、同社では入社すぐに雇用保険の加入手続は行っていたが、厚生年金保険については、離職率が高かったため、入社後相当期間経過後に、希望制により加入させていたとしており、複数の従業員も同社は離職率が高かったため、相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたとしている。

また、E社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人が入社したとする昭和50年11月に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員8人のうち6人に、雇用保険の加入記録があるが、6人全員が雇用保険の被保険者資格取得日から10日ないし1年2か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、雇用保険と厚生年金保険の加入日は一致していない。

さらに、申立人は同僚一人の名前を記憶しているが、当該同僚は上記被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない。

加えて、E社が加入していたF厚生年金基金は、当時の届出用紙は複写式であったが、同社に係る申立人の加入記録は無いとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年6月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社の上司及び同僚の氏名を記憶しているが、連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年頃から 20 年 11 月 27 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していたとするB区C町に所在するA社について、オンライン記録、適用事業所検索システム及び事業所別被保険者名簿により、類似名称の事業所が一社確認できたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 37 年 10 月 1 日であり、申立期間当時、適用事業所であったことは確認できない。なお、同社の商業登記は確認できないが、同社の元事業主は、「当社は、先代の事業主が昭和 30 年頃創業したと思う。」と供述している。

また、申立人は、A社がD区E町に移転している可能性があると主張しているが、オンライン記録によると、同地に所在した類似名称の事業所は、F社のみであるところ、同社は、上記類似名称の事業所とは事業主が異なること、適用事業所となった日が昭和 34 年 7 月 1 日と異なることから、A社が移転したものとは考えられない。

さらに、商業登記簿謄本により、B区C町にD社(昭和 14 年 12 月 15 日設立)が所在したことは確認できるが、同社は適用事業所となった記録が確認できないうえ、昭和 60 年に休眠解散されており、取締役の所在も不明であるため、申立人の勤務について確認することができない。

加えて、申立人は平成 12 年に死亡しており、申立人の妻が本件申立ての根拠としている、申立人本人が生前作成したメモには、事業所名のほか「B区C町」以外の具体的な番地や当該事業所における勤務内容等についての具体的な記載が無いことから、申

立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から同年9月まで
② 昭和35年7月1日から同年12月まで

A事業所で勤務した申立期間①及びB事業所で勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録に当該期間に係る記録は無く、また、A事業所に勤務した複数の従業員は申立人を記憶していないとしていることから、申立人の同事業所における勤務を確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿等によると、同事業所は昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては、同事業所は適用事業所としての記録は無い。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、当該期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

申立期間②については、C事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録に当該期間に係る記録は無く、また、B事業所に勤務した複数の従業員は、申立人がウエイトレスとして勤務していたことは記憶しているものの、退職時期については記憶に無いとしていることから、申立人の同事業所における退職時期を特定することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によると、同事業所は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては、同事業所は適用事業所としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年10月1日まで

A社に営業で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額と比較して低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間に大幅な減給は無かったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録及び商業登記簿謄本で確認できる所在地に存在せず、事業主も連絡先が不明である上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録により、平成3年10月の定時決定において、同年10月からの標準報酬月額がその直前の標準報酬月額より下がっていることが確認できる複数の従業員は、いずれも報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保有しておらず、同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年10月の定時決定により19万円、4年8月の随時改定により22万円と記録されているが、これらの処理は、定時決定は3年8月19日、随時改定は4年8月18日に行われていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）による不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 12 月 30 日から 27 年 12 月 31 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社でワイシャツの縫製の仕事をしており、勤務していたことは確かであり、同社の同僚等の年賀状を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における同僚及び申立期間当時と一緒に住んでいたとする知人からの年賀状を提出し、申立期間当時、同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、昭和 21 年 12 月 1 日から 23 年 9 月 30 日までA社における厚生年金保険の加入記録がある上記同僚は、「私が同社を辞めるときには、申立人を見かけなくなり、申立人がいつ同社を辞めたか不明である。申立人は、長い期間は同社で働いていなかった。」旨供述している。また、上記知人は、「私はB国から引き揚げてきて、通学のため昭和 22 年 3 月から 24 年 3 月まで、申立人と一緒の家に住んでいた。申立人が勤務していたのは、縫製工場であったことは覚えているが、A社に勤務していたかは分からない。」旨供述していることから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、申立期間当時、申立人が当該知人と一緒に住んでいたとする家の現在の家主は、「申立期間当時の先々代及び先代は既に死亡しているため、申立人のことについては分からない。」旨供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認

することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載され、申立人の氏名を記憶していた1名の従業員は、申立人の勤務期間を記憶していないため、申立人の申立期間の勤務状況を確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人のA社における資格喪失日は昭和22年12月30日であり、資格喪失の原因は退職と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から8年5月1日まで
A社の代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が、当時受けていた報酬額よりも低く記録されている。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から同年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは47万円、同年10月から6年10月までは44万円、同年11月から8年4月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年5月1日）の後の同年5月28日付けで遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、平成5年7月29日から8年7月2日まで、同社の代表取締役であったことが認められる。

一方、申立人は、「事業所が不渡りを出した以降は、一切の権限を弁護士に委任し、会社整理をお願いしていたことから、厚生年金保険から抜ける手続等については一切関わっておらず分からないが、A社における通常の厚生年金保険の届出事務については、従業員が作成した届出書類を確認し、代表者印を押していた。」と供述し、また、当時の取締役は、「社会保険関係の事務を行っていたのは代表取締役である。」と供述している。

また、申立人は、「平成8年頃には社会保険料の滞納があった。」とし、関係者も、「A社には社会保険料の滞納があったようだ。」と供述しており、申立期間当時、同社には厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失

処理は平成8年5月28日に行われているが、申立人に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理が同日に併せて行われていることから、A社の代表取締役で社会保険関係の権限のあった申立人が関与せずに行われたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、会社の行為としてなされた行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の子会社であるB社（現在は、A社）からA社に移籍になったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在籍証明書等から、申立人が申立期間もA社系列のB社に継続して勤務していたことは認められる。

また、申立期間より前の申立人がB社に勤務していた期間は、同社の親会社であるA社において厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった申立期間の給与に係る「シキウケイサンヒョウ」によると、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当時の事務担当者が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を事業所間異動日とするところを、前日としてしまったため、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の子会社であるB社（現在は、A社）からA社に移籍になったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在籍証明書等から、申立人が申立期間もA社系列のB社に継続して勤務していたことは認められる。

また、申立期間より前の申立人がB社に勤務していた期間は、同社の親会社であるA社において厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった申立期間の給与に係る「シキウケイサンヒョウ」によると、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当時の事務担当者が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を事業所間異動日とするところを、前日としてしまったため、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月頃から同年11月21日まで
A社で営業職として勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。6か月以上在籍していたことは確かなので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で勤務していた3人の従業員は、「期間を特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことを知っている。」と回答しており、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっており、また、商業登記簿では平成14年に商法規定により解散となっているところ、申立期間当時の同社代表取締役は、「社長として個人のことは全く記憶に無い。勤務を証明できるものは全くない。3か月間の勤務の場合は正社員として採用したかどうか分からない。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚一人は連絡先不明であり、名字のみ記憶している同僚二人はA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から申立期間に被保険者記録がある従業員に照会したところ、8人から回答があったが、このうち3人は、同社に勤務する者で社会保険に加入していない者がいたとし、うち一人は、「当時、営業職はフルコミッション制だったので、社会保険には加入していなかったと思う。」としている。残る5人は、同社に勤務する者で社会保険に加入していない者がいたかどうか分からないとしているが、うち一人は、「営業職の採用であれば、売上歩合給等、営業成績で給与が大きく変化する上、退職者も多い。そのため、入社後すぐに各種社会保険に加入していたとは考えにくい。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から同年8月15日まで

A社に学徒動員として勤務した全ての期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、学徒動員であったので、賃金の支払は無く保険料も納付したことはなかったが、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B小学校（当時は、C尋常高等小学校）が発行した在学証明書、同校副校長及び申立人の供述から、申立人が申立期間に学徒動員によりA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労働員学徒については労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者に該当しないこととされている。

また、A社は、既に適用事業所でなくなっている上、事業主は連絡先が不明であるため、同社に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していたA社の上司である指導員については、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において氏名の記載が確認できない上、当該名簿により、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員に照会したものの回答は無く、同社に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年12月2日から16年8月11日まで
② 平成16年12月13日から18年3月12日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険料が給料から4万円控除されていたが、会社は2万2,000円から2万3,000円の控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に申告していたことが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社は、申立人が4万円と主張する厚生年金保険料には、健康保険料、雇用保険料及び介護保険料が含まれていると考えられる旨回答しているところ、同社から提出のあった申立期間に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された申立人の標準報酬月額は、賃金台帳の保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、特例法による記録訂正を行うことはできない。

また、申立人は、A社に給与明細書の控えのデータの交付を依頼したところ、改ざんされたデータが入力されているコンピューターで打った表が交付された旨主張しているが、申立人に対して二度の文書照会を行ったものの回答が無く、当該データの提出が無いことから、申立人の主張を確認することができない。このことについて、A社は、当

時の担当者が退職しており、申立人からの提示依頼に対してどのような対応をしたか特定できないものの、過去に支払済みの給与に関し、内容について何ら変更する理由はなく、データは改ざんしておらず、一貫して正しく給与計算及び付随する保険料控除を行っている旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで
② 昭和 52 年 9 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
③ 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額より低下していることが判明した。申立期間の直前の標準報酬月額と比較して給与は下がってはいないので、申立期間の標準報酬月額が低下することは不自然である。当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、オンライン記録において、A社C支店における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が 12 万 6,000 円と記録され、従前の標準報酬月額の 13 万 4,000 円に対して減額されていることについて、給与が下がった記憶は無いので当該標準報酬月額の減額は考えられないとしている。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間①に係る報酬月額（総支給額）及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料は無いが、申立人が主張する従前の標準報酬月額との差異は、残業手当等の変動によるものと思われる旨回答している。

また、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 47 年 10 月の定時決定において、申立人と同様に標準報酬月額が低下している複数の従業員が確認できることから、申立人の申立期間①の記録が特段不自然であったとは言えない。

さらに、申立人と同様、昭和 47 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が低下している上記従業員に照会したところ、二人から回答があり、いずれも申立期間①の給与明細書等は所持していないとするものの、そのうち一人は、当該期間において残業量は変動していたと思う旨回答している。

加えて、上記原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は

無く、遑って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も確認できない。

これらのことから、申立人の申立期間①における標準報酬月額が不自然に低額であるとは言い難く、標準報酬月額の変動は、残業量の変動に起因するものであることがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、オンライン記録において、A社D支店から同社E支店に異動した際に、当該期間に係る標準報酬月額が28万円と記録されており、異動前の標準報酬月額の32万円に比べて低いことについて、給与が下がった記憶は無いので当該標準報酬月額の減額は考えられないとしている。

しかしながら、B社が提出した申立人の同社企業年金基金の加入記録によると、申立期間②に係る標準報酬月額は28万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社は、申立期間②に係る報酬月額（総支給額）及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料は無いが、厚生年金基金を代行返上した際のA社における厚生年金基金と厚生年金保険の標準報酬月額の記録は一致しており、異動前の標準報酬月額との差異は、残業手当等の変動によるものと思われる旨供述している。

さらに、A社E支店に係る事業所別被保険者名簿及び同社F支店に係る厚生年金保険被保険者原票で、申立人と同様、同時期にF支店の開設準備員としてE支店へ異動し、その後、新規開設に伴いF支店へ異動した従業員について確認したところ、申立人と同様に、E支店に異動後の標準報酬月額が低下した複数の従業員が確認できることから、申立人の申立期間②の記録が特段不自然であったとは言えない。また、E支店に異動後の標準報酬月額が低下した上記従業員に、当時の給与明細書の提出を求めたところ、二人から回答があり、いずれも給与明細書等は所持していないとするものの、そのうち一人は、E支店へ異動した後は、残業量は減少したと思う旨回答している。

加えて、A社E支店に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遑って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も確認できない。

これらのことから、申立人の申立期間②における標準報酬月額が不自然に低額であるとは言い難く、標準報酬月額の変動は、残業量の変動に起因するものであることがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②に係る給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、オンライン記録において、A社F支店から同社G支店に異動した際に、当該期間に係る標準報酬月額が38万円と記録されており、異動前の標準報酬月額の41万円に比べて低いことについて、給与が下がった記憶は無いので、当該標準報酬月額の減額は考えられないとしている。

しかしながら、B社が提出した申立人の同社企業年金基金の加入記録によると、申立期間③に係る標準報酬月額は38万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間③に係る報酬月額（総支給額）及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料は無いが、厚生年金基金を代行返上した際のA社における厚生年金基金と厚生年金保険の標準報酬月額の記録は一致しており、異動前の標準報酬月額との差異は、残業手当等の変動によるものと思われる旨供述している。

さらに、A社G支店に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

加えて、A社G支店に係る事業所別被保険者名簿で、申立人と同日に同支店に異動したことが確認できる従業員3人のうち二人は、申立人と同様に同支店で資格取得時に決定された標準報酬月額が異動前支店の標準報酬月額と比べて低下していることから、申立人の申立期間③の記録が特段不自然であったとは考え難い。

また、上記従業員二人にA社G支店に係る当時の給与明細書等の提出を求めたが、いずれの者からも回答が得られず、給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間③に係る給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 3 月から 9 年 3 月まで
② 平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 1 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、同社から派遣されC社で勤務していた申立期間①及び派遣先のD社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社から派遣されてC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間①に係る資料を保管していないと回答している上、厚生年金保険の取扱いは不明であるとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における申立期間①当時の取締役 3 人及び社会保険担当者に照会したところ、専務取締役は、派遣社員も厚生年金保険に加入させていたはずであるが、申立人を含めて個別のことは不明であるとしており、他の取締役も申立人を覚えておらず、社会保険担当者からは回答が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社から派遣されてC社に勤務していたとする複数の同僚を記憶しているところ、当該同僚のうち一人は、A社で被保険者記録は無く、所在が判明した二人に照会したところ、回答があった当該同僚一人は、同社では入社して2か月から3か月間は厚生年金保険に加入できなかったと思うとしている。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①を含む平成 7 年 6 月から 10 年 10 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間②においてA社

に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、申立期間②に係る資料を保管していないと回答している上、当時の事業主から回答が得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②当時のA社の取締役4人及び社会保険担当者に照会したが、これらの者から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社から派遣されてD社に勤務していたとする複数の同僚を記憶しているところ、オンライン記録によると、当該同僚のうち3人はA社で被保険者記録は無く、所在が判明した二人に照会したところ、回答があった当該同僚の一人は、同社では入社して3か月から半年くらいは社会保険に加入できなかったとしている。

加えて、申立人に係るE健康保険組合の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 17 年 2 月 21 日から 20 年 2 月 15 日まで
③ 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 22 年 2 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 23 年 2 月から同年 6 月 29 日まで
⑥ 昭和 23 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
⑦ 昭和 24 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
⑧ 昭和 25 年 8 月 2 日から 26 年 1 月 28 日まで
⑨ 昭和 26 年 6 月 12 日から同年 10 月 30 日まで

申立期間①から⑨までの船員保険の加入記録が無い。乗船したことは間違いないので、申立期間①から⑨までを船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A氏の船舶に乗船し、勤務していたと申し立てている。

しかし、A氏を船舶所有者とする船舶は、昭和 28 年 6 月 1 日に適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、上記船舶の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しているが、全員の所在が半明しないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人はB社を船舶所有者とするC丸に乗船し、勤務していたと申し立てている。

しかし、Dセンターは、申立期間②において、B社を船舶所有者とする船舶の船員保険の適用は確認できないと回答している。

なお、Dセンターは、類似名のE店を船舶所有者とする船舶について、昭和33年12月1日に船員保険の適用となった記録が確認できるものの、上記船舶との関連は不明であるとしている。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和17年2月21日から同年4月3日までは、A氏を船舶所有者とする船舶で船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、C丸の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しているものの、全員の所在が判明しないことから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、F社の船舶に乗船し、勤務していたと申し立てている。

しかし、Dセンターは、F社を船舶所有者とする船舶の船員保険の適用は確認できないと回答している。

また、申立人は、当該船舶の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しているが、一人は死亡しており、他の者は所在が判明しないことから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記死亡した同僚の船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、申立期間③当時の船員保険の加入記録は無い。

申立期間④について、申立人は、G氏の船舶に乗船し、勤務していたと申し立てている。

しかし、Dセンターは、G氏を船舶所有者とする船舶について、昭和37年6月1日に船員保険の適用事業所となった記録は確認できるが、申立期間④における船員保険の適用は確認できないと回答している。

また、申立人は、当該船舶の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しており、所在が判明した同僚一人は、「申立人と一緒に乗船したが、自身も加入記録が無い。また、船員手帳をなくしたので、乗船期間については分からない。」と供述しており、他の者は所在が判明しないことから、これらの者から申立人の申立期間④における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、昭和22年11月にH県Iで遭難し、同県の実験局に遭難届を提出したとしているが、J省K支局L担当者は、遭難届の保存期限は30年で、保存期間を超えるものについては分からないとしている。

申立期間⑤について、申立人は、M省の船舶に乗船し、沈没船の引き揚げ作業に従事していたと申し立てている。

しかし、Dセンターは、M省を船舶所有者とする船舶の船員保険の適用は確認できないと回答している。

また、申立人は当該船舶の船長の姓と同僚一人の氏名を記憶しているが、いずれも所在が判明しないことから、これらの者から申立人の申立期間⑤における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間⑥及び⑦について、申立人は、N公団の船舶に乗船し、申立期間⑦については、昭和24年3月31日に同公団は解散したが、残務整理があり、同年4月末まで勤務したと申し立てている。

しかし、N公団を船舶所有者とする船員保険被保険者名簿において、番号は連番で付され欠番等の不自然な点は見当たらない。また、申立人は、昭和 23 年 9 月 1 日に「*番」で被保険者資格を取得しており、当該記録は申立人の旧台帳とも一致している。

また、上記被保険者名簿によると、当該船舶は昭和 24 年 3 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間⑦は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、当該船舶は、既に適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間⑥及び⑦における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、同僚二人の氏名及び二人の姓のみを記憶しているが、二人は所在が半明せず、一人は氏名を特定することができず、他の一人は上記被保険者名簿に加入記録が無い。そこで、上記被保険者名簿において所在が確認できた従業員 3 人に照会したところ、回答を得られた二人のうち一人は申立期間⑥及び⑦には乗船していなかったとしており、もう一人は申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間⑥及び⑦における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑧について、申立人は、O氏の船舶に乗船し、勤務していたと申し立てている。

しかし、O氏を船舶所有者とする船員保険被保険者名簿によると、新規適用日は記載されていないものの、従業員 4 人が昭和 26 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、それ以前に資格取得した者はおらず、船舶所有者であるO氏も、申立人と同日の同年 2 月 1 日に被保険者資格を取得しており、それ以前の船員保険の加入記録は無いことが確認できることから、当該船舶は同日に適用事業所となったと推認できる。

また、申立人は、申立期間⑧のうち、昭和 25 年 8 月 2 日から同年 8 月 21 日までは、P社において船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚二人は、申立人と同日の昭和 26 年 2 月 1 日に資格取得しており、一人は申立人の乗船期間については不明としており、一人は回答を得られないことから、申立人の申立期間⑧における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑨について、申立人は、Q社の船舶に乗船し、勤務していたと申し立てている。

しかし、Q社を船舶所有者とする船舶は、昭和 29 年 3 月 1 日に適用事業所でなくなっており、同社の商業登記の記録は確認できず、事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間⑨における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、上記船舶における同僚を記憶していない。そこで、上記船舶の船員保険被保険者名簿において、申立期間⑨に加入記録がある被保険者のうち、所在が半明した従業員一人に照会したところ、申立人を記憶していないことから、この者から申立人の申立期間⑨における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までにおける船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①から⑨までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から 54 年 6 月 1 日まで
② 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社B支店に英会話教材の販売員として勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの会社でも給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる上記事業主を除く当時の代表取締役3人のうち、所在が判明した二人に照会したが、回答を得ることができないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が氏名を記憶する同僚3人の記録は見当たらず、所在が判明しないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立期間①当時、A社B支店において、販売員と秘書事務として勤務していたとする従業員は、販売員として勤務したときは、雇用形態が委託契約であり、厚生年金保険には加入していなかったが、その後、秘書事務として正社員となって勤務した期間は厚生年金保険に加入していたとしている。

また、当時の従業員は、営業社員は歩合制であったとしており、別の従業員は、「営

業社員は所得税のみ天引きされ、保険関係は個人で加入しており、夫も9年間、A社で営業を行っていたが、その間は同社において厚生年金保険には加入していない。」としている。

さらに、申立人は、申立期間①の一部において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務したと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人はC社における同僚3人の氏名を記憶しているが、3人とも連絡先は不明であることから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月15日から35年6月26日まで
A省B局C課（現在は、D省B局C課）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同課に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省から提出された人事記録により、申立人は申立期間にA省B局C課に勤務していたことが確認できる。

しかし、D省は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届及び喪失届並びに厚生年金保険料の控除及び納付については不明と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A省B局に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同日の昭和33年12月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している8人について、D省は、同日以降も在籍していたことが確認でき、うち4人は、同年12月15日又は同年12月16日に共済組合に加入していることが確認できるが、残る4人については、厚生年金保険被保険者資格喪失後3年以内に退職していることから、共済組合の加入記録は確認できなかったとしているとともに、上記8人の人事記録には、昭和33年12月15日における記事は何も記録されていないとしている。

さらに、申立人が記憶していたA省B局C課における同僚8人のうち、連絡先が判明した5人に照会したところ、回答があった3人のうち二人は、厚生年金保険の資格喪失後、共済組合に加入したとしており、そのうちの一人は、「給与明細書等の資料は持っていないが、昭和33年12月に非常勤の事務員から常勤の事務員になり、その後国家公務員になった。」と供述している。

加えて、申立人は、「待遇は皆さんと同じであったと思う。また、申立期間における

給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては覚えていない。」と供述している。

また、国家公務員共済組合連合会は、「昭和36年10月以前においては、共済組合期間が3年以上20年未満の者が退職したときは退職一時金が支給されることとなっていたため、当会に各組合より関係書類の送付があり共済組合期間の確認ができるが、申立人の場合、申立期間が3年未満のため当会に資料は無く、共済組合期間の確認はできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 12 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで
② 平成 8 年 3 月 31 日から同年 8 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっており、また、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、判断に納得できないため、今回新たに、A社の当時の状況を把握していた会計事務所の連絡先を提出するので、再度調査して、それぞれの申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) オンライン記録によると、申立人の平成 2 年 12 月 1 日の資格取得は同年 12 月 18 日に処理され、3 年 10 月の定時決定は同年 8 月 17 日に処理されており、いずれも標準報酬月額は 26 万円で記録され、不自然な処理は見当たらないこと、ii) A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 所在が確認できた同僚二人からも、申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないこと、また、申立期間②については、i) オンライン記録によると、A社は平成 8 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないこと、ii) 事業主は所在が不明であり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日まで加入記録がある同僚二人(上記事業主と申立人を除く。)はいずれも所在が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態等について供述を得ることができないとして、既に当委員

会の決定に基づき、平成23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の申立てにおいて、新たな情報として、A社の当時の状況を把握しているB会計事務所の連絡先を提出するので、調査の上、申立期間①については、標準報酬月額を訂正してほしい、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者であるので年金記録を訂正してほしいと主張している。

しかし、上記会計事務所は、決算書等の資料は全てA社に返却しているので、当時の資料は何も無く、平成8年について、同社から経理事務を受託していないので分からないとしている。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたこと、また、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月26日から34年1月1日まで
② 昭和39年12月16日から41年8月1日まで

59歳の頃、社会保険事務所（当時）で年金の説明を受けたときに脱退手当金の支給記録が有ることを知らされ、納得できずにいた。今回、日本年金機構からはがきを受け取り、照会したところ、やはり申立期間については、脱退手当金を支給済みとのことである。

申立期間①と②の間に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は、同社を退職したときに受給したが、申立期間①に勤務したB社と申立期間②に勤務したC社の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間①に勤務したB社、申立期間①と②の間に勤務したA社及び申立期間②に勤務したC社に係る3回の厚生年金保険被保険者期間を対象として、昭和42年5月31日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社に勤務した期間に係る脱退手当金については、同社を退職後に受給したが、申立期間①のB社と申立期間②のC社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社の退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間後の昭和42年5月31日支給決定の記録のみであり、しかも、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間に、申立期間①及び②を加えた3期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、また、申立期間②のC社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているが、申立人が受給を認めているA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄

には、当該「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、A社における被保険者期間に申立期間①及び②を加えた期間に係る脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から33年3月1日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。脱退手当金の請求手続をしたことや、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年4月21日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が脱退手当金を支給されたとする昭和33年当時は、他年金との期間通算制度が無く、厚生年金保険被保険者は、20年以上の被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったところ、申立人は、当時、厚生年金保険被保険者期間が20年に満たず、申立人が当該脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月20日から30年10月3日まで
② 昭和30年10月5日から同年12月1日まで
③ 昭和30年12月1日から31年7月26日まで

平成22年5月、年金事務所から厚生年金保険の期間照会についての回答が来て、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、私には、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③において勤務したA社を退職後に婚姻し、姓が変わっているところ、同社退職後は、昭和61年9月1日まで厚生年金保険には加入していないにもかかわらず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の姓は、婚姻後の姓に変更されていることから、当該姓の変更は、申立期間に係る脱退手当金の請求に伴い行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金の支給に係る支給対象期間、支給金額及び支給日が具体的に記載されており、その内容は、オンライン記録と一致しているほか、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から37年5月25日まで
② 昭和40年5月1日から44年4月1日まで

60歳になって年金を受給するときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、私は、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、脱退手当金の請求手続をしたことや受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年4月1日の前後各1年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する18名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた2名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高い。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年6月24日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月6日から46年3月21日まで
年金の受給手続をした際に、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。昨年秋に、日本年金機構からはがきが来て、改めて当該脱退手当金の支給記録を確認した。しかし、自分から脱退手当金を請求した覚えは無く、受給した記憶も無いので、今回申立てをした。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社（現在は、B社）に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年4月23日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月21日から46年7月29日まで
社会保険事務所(当時)で記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したA社の退社後約1か月経過した昭和46年8月27日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金裁定伺」、脱退手当金の受領に関する権限を事業主に委任する「委任状」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び計算書の記載内容とオンライン記録の記載内容は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が確認できる上、「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社の名称及び住所のゴム印が押されており、また、申立人が当該脱退手当金の受領を昭和46年8月27日付けで事業主に委任する旨の委任状が、当該裁定請求書に添付されていることなどから判断すると、当該脱退手当金については、事業主が代理請求したものと考えられる。

さらに、当該裁定伺には、昭和46年8月27日当地払いの記録が有り、また、上記委任状及び同日付けの当該事業主の脱退手当金の領収書が、添付書類として当該裁定請求書とともに保管されていることから、当該事業主が代理して当該脱退手当金を受領し、当該事業主から申立人に脱退手当金が支給されたと考えるのが自然である。

なお、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日

である昭和46年7月29日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年3月1日まで
② 昭和25年2月1日から29年2月17日まで

昨年秋、日本年金機構からはがきが来たので、年金事務所に行き年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、そのときまで、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したり、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②において勤務したA社を退職後に婚姻し、姓が変わっているところ、同社退職後は、一度も改姓後の姓で厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、申立期間①に勤務したB社及び上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄の姓並びに申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳の申立人の姓は、婚姻後の姓に変更されていることから、当該姓の変更は、申立期間に係る脱退手当金の請求に伴い行われたものと考えるのが自然である。

また、上記申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月4日から37年12月20日まで
② 昭和39年8月1日から同年11月1日まで
③ 昭和39年10月4日から40年1月7日まで
④ 昭和40年1月19日から同年5月6日まで
⑤ 昭和40年8月1日から41年12月1日まで
⑥ 昭和42年8月1日から43年1月17日まで
⑦ 昭和43年2月7日から44年3月1日まで
⑧ 昭和44年4月1日から同年7月31日まで

平成22年秋、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金記録のお知らせ（はがき）が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、私には、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る脱退手当金の支給については、昭和46年5月14日に決定されているところ、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、当該支給決定日に近接する同年5月27日に、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に統合する手続がとられていることが確認できる上、申立期間⑧に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立期間⑧に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に統合する手続がとられていることが確認できることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて上記厚生年金保険被保険者記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間⑧に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立期間の最終事業所であるA社における被保険者期間は、3か月にすぎず、当該期間のみでは、被保険者期間が2年以上であることという脱退手当金受給資格を満たさないこと、また、脱退手当金支給対象被保険者期間は8期間に及び、しかも、それらの被保険者期間の多くが数か月という短期の期間であり、申立人でなければ知り得ないものと考えられることから、申立人の意思に基づいて請求が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他に事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 14 日から 44 年 7 月 27 日まで
② 昭和 44 年 12 月 27 日から 47 年 3 月 26 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、年金記録を確認したところ、脱退手当金が申立期間①と申立期間②についてそれぞれ支給された記録が有ることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は2回とも無いので、それぞれの支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間①に勤務したA社の退社後約4か月経過した昭和44年12月17日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金計算書」等が保存されている。

そして、当該裁定請求書及び計算書の記載内容とオンライン記録の記載内容は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できる上、脱退手当金の通知文書等の送付先として、申立人以外は知り得ないと考えられる申立人の親族の住所及び氏名が記載されていることなどから判断すると、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、当該計算書には、昭和44年12月17日通知書発送済の記録が有り、上記送付先の住所に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことが確認できる。

なお、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年12月17日に支給決定されているな

ど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

- 2 申立期間②に係る脱退手当金については、申立人が申立期間②に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和47年5月12日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、上記1のとおり、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給しているものと考えられることから、申立期間②に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、申立期間②に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21484 (事案 1810 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年頃まで
② 昭和 45 年頃から 48 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとする決定通知を受け取った。

しかし、両社に勤務したことが確認できないとする結論には納得できないし、各申立期間の記録は社会保険事務所(当時)の担当者により消されたと思う。新たな資料は無いが、再度審議の上、各申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を認めてほしいことから再申立てを行う。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が、所在地がC区又はD区でE川沿いにあった業種も分からないA社という事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、i) 上記所在地において、A社及び類似する名称の事業所については、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。ii) 申立人は、昭和 48 年 5 月から F 市に所在する同名の G 社において被保険者記録があるが、商業登記簿では、同社の設立は 46 年 5 月となっており、同社では、設立以来、C 区や D 区に工場や支店を置いたことは無かったと説明している。iii) G 社の複数の従業員に、申立人の同社における勤務の有無等について照会したところ、二人の従業員は、「申立人について記憶があり、申立人は、G 社に昭和 48 年に入社する前は、自前の機械で同社の下請け仕事をしてい

た自営業の父親の手伝いをしていたため、その関係で同社に出入りしており、同年に同社に入社する前は、会社勤めの経験は無いはずである。」と供述している。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人がB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、i) B社は、同社が保管する申立期間②当時の従業員記録に申立人の勤務記録は無いことから、申立人は同社では勤務していなかったとしている。ii) 前述したとおり、上記従業員は、「当時、「申立人はG社の下請けの仕事をしていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間②当時、B社に勤務していなかったことが推認できる。iii) B社が加入していたH厚生年金基金の申立人の記録を企業年金連合会へ照会したところ、申立期間②当時の加入記録は確認できなかった。

なお、申立人の妻は、4年ほど前、遺族年金の申請に関連して社会保険事務所窓口を訪れた際、窓口でモニターに表示された申立人の記録がモニター画面から消えたことをもって、社会保険事務所の担当者が申立人の申立てに係る加入記録を消した旨主張しているが、社会保険事務所によれば、窓口の画面の操作で、その記録そのものを消すことはできない仕組みであるとしている。

これらの理由から、申立期間①及び②については、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、「新たな資料は無いが、A社及びB社に勤務したことが確認できないとする結論には納得できない。また、各申立期間の記録は、社会保険事務所の担当者により消されたと思う。このため、再度審議の上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年10月1日まで

A法人(現在は、B法人)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額に比べて低くなっている。海外で4年間勤務したが、そのうちの6か月間だけ標準報酬月額が低いのはおかしいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された申立人の履歴書により、申立人は申立期間の大半を含む昭和52年7月15日から56年8月5日まで海外に赴任していること及び申立期間に係る申立人の報酬月額は、A法人に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額よりも高額となっていることは確認できる。

しかし、B法人は、「申立期間当時の申立人の届出や保険料控除などを確認できる資料は無いため全て不明である。」と回答しているため、事業主から申立期間当時の標準報酬月額の取扱いについて確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、A法人の従業員300名のうち13名について、申立人と同様、昭和56年4月の随時改定により標準報酬月額が2等級以上減額されていることが確認できる。

さらに、上記標準報酬月額が減額された13名のうち9名に照会したところ、回答のあった6名全員が、「減額期間は海外滞在期間で、減額理由は不明である。」と回答し、申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないため、A法人の従業員から、申立期間当時の標準報酬月額の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなど、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び複数の同僚の回答から、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料を保管しておらず、詳細を確認できない。」と回答しているため、同社から申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の複数の同僚も、「申立期間に申立人の被保険者記録が無いことについては分からない。」と回答しているため、同僚から申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成5年5月7日に健康保険被保険者証を返納している記録が確認できる上、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社に係る申立人の雇用保険の加入記録は、離職日が平成5年4月30日、再度の被保険者資格取得日が同年10月1日となっており、厚生年金保険のオンライン記録と符合していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に誤りがあったとも考え難い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月から 24 年 3 月まで
A 事業所 (現在は、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同事業所は、昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社の商業登記簿謄本により、同社は昭和 43 年 11 月 13 日に設立されていることが確認できる。同社は、「設立以前の書類は残っていない。元従業員が設立した同じ名称の事業所が 2 回倒産し解散しているが、当時の会社のことは分からない。」と回答しているため、同社から申立人の勤務状況及び申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している従業員 5 名のうち連絡先を確認できた 2 名に申立人の勤務状況等について照会したところ、2 名とも、「申立人を知らない。厚生年金保険の取扱いについては不明である。保険料の控除資料も持っていない。」と回答しているため、これらの者から、申立人の勤務状況及び申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年10月1日まで
② 昭和45年10月1日から46年7月1日まで

A社B支社に勤務した期間のうちの申立期間①及び同社C支社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額と比べて低くなっている。A社に勤務していた間、病気等による休職をしたことや、給与が下がったことは無く、何かの間違いかと考えられるので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料等を保管していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない旨回答しており、また、申立人自身も給与明細書等を所持していないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の主張について、A社は、「定時決定において、残業等の増減により標準報酬月額が1等級下がることは一般的にあり得ることだと思ふ。」と回答している。

さらに、申立人及び従業員が記憶している申立期間①当時の社会保険担当者は、居所不明のため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と勤務形態が同じで、標準報酬月額が1等級下がっている同僚に、標準報酬月額が下がった原因について照会したところ、「固定的賃金（基本給、家族手当、通勤手当等）の変動は無く、残業時間の変動があり、残業時間が少なくなったと思うが、詳しくは不明である。」と回答している。

また、被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 37 年 10 月の定時決定において、その前の期間の標準報酬月額より引き下げられている従業員は、118 人中 25 人確認でき、当該従業員に標準報酬月額が下がった原因について照会したところ、8 人から回答があり、そのうち二人が、「残業時間の変動が原因ではないか。」と回答しており、その他の者は、「原因は不明。」と回答している。

さらに、被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、A社は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料等を保管していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない旨回答しており、また、申立人自身も給与明細書等を所持していないことから、当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の主張について、A社は、「定時決定において、残業等の増減により標準報酬月額が1等級下がることは一般的にあり得ることだと思う。」と回答している。

さらに、申立人、同僚及び複数の従業員が記憶している申立期間②当時の社会保険担当者は、既に死亡しており、当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人が記憶している同僚二人のうち、勤務形態が同じ一人は、A社C支社の厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立期間②において、申立人と同様に、標準報酬月額が1等級下がっている期間が確認できるが、当該同僚から提出された「昭和 45 年分給与所得の源泉徴収票」を検証したところ、社会保険料から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、被保険者原票に記録されている標準報酬月額に相当する額であることがうかがえる。

また、もう一人の同僚は、申立期間②の標準報酬月額が下がった原因について、「昭和 45 年当時、労働組合とA社との係争が続き、36 協定が締結されない状況が一年以上もあり、申立人も時間外勤務ができず、減収のため、標準報酬月額が低くなったのではないか。」と回答している。

さらに、被保険者原票によると、申立人と同様に昭和 45 年 10 月の定時決定において、その前の期間の標準報酬月額より引き下げられている従業員が複数確認でき、そのうち二人は、「自身の厚生年金保険加入記録を確認したことが無く、標準報酬月額が下がった原因については不明。」と回答している。

また、申立人の被保険者原票では、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 22 日から 51 年 5 月 15 日まで
申立期間において、飲食店で接客等の営業全般を担当して勤務していたのに、勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。事務全般に関しては、本社（A社、B社又はC社）で一括管理していた。当時の日誌の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日誌の写し及びA社に係る事業所別被保険者名簿に申立人が同僚として氏名を記憶している者のうち二人を確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が飲食店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、申立人が実際に勤務したとしている飲食店及びそれを管轄する各子会社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人が本社としているA社のみが申立期間において適用事業所となっていることが確認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、上記被保険者名簿等により確認できる元事業主を含む4人に照会したところ、いずれも当時の資料が無く不明としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、氏名を確認できた二人の同僚については、死亡又は所在不明のため、供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録がある従業員に照会したところ、16人から回答があり、全員が「自身の職種は事務職であり、現場の営業店に勤務していた申立人のことは知らない。」としている。また、そのうち二人は、「現場の営業店の従業員は厚生年金保険には加入していない。」と供述しており、他の6人も、「現場の営業店の従業員は厚生年金保険に入っていなかったようだ。」と供述している。

加えて、上記の従業員の一人名は、申立期間当時、A社において経理及び社会保険事務を担当していたが、「現場の人は出入りが激しくて、管理ができないため国民年金に加入してもらった。現場の人は、D社、E社等の各子会社の営業店を転々としており、給与は、各社で支給しているの、その都度管理することはできないため、厚生年金保険料及び健康保険料は控除していなかった。」旨供述している。

また、別の一人は、当時課長職であったが、「現場の店の人は、厚生年金保険への加入は無いと思う。厚生年金保険に加入していたのは、各社の代表者と方面部長になった人だけだ。現場の店が適用事業所になったことは無い。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、健康保険証の番号に欠番が無いことが確認できる上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、また確認できる給与明細書も保有していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月31日から9年1月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社名が変更になっただけで、引き続き同じ会社に勤務していた。A社で勤務していた期間が含まれたB社の退職金計算書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社の離職日は、平成8年12月29日となっているが、申立人から提出されたB社退職時の退職金計算書、B社から提出された回答書及び社員名簿から、申立人が、平成9年1月1日に、A社からB社に移籍したことが確認できる。

また、A社は、平成20年2月*日に破産宣告されており、同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社の元事業主に照会したところ、同社からB社に移った社員がいたことを記憶している旨の回答があった。

さらに、A社の申立期間当時の給与・社会保険担当者は、「A社のOA課が独立して、B社が出来た。(申立人は、)A社からB社に移籍した。」と回答している。

これらのことから、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたと認められる。

しかし、A社の元事業主と、前述の担当者は、申立期間当時の資料が無く、申立人の給与からの保険料控除、厚生年金保険の届出については不明である旨を回答している。

また、A社の元事業主と前述の担当者は、同社の給与は25日払い、保険料は翌月控除と回答しているところ、申立人と同様にB社に移籍し、A社での被保険者資格喪失日が平成8年12月31日となっている同僚から提出された同年12月25日支給の給与明細書では、1か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、9年1月

25 日支給の給与明細書では、給与はB社より支給されており、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 8 月 30 日まで
昭和 53 年 2 月 1 日に A 社（現在は、B 社）へ転勤で異動したが、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 53 年 8 月 1 日になっている。転勤後半年ほどで退職はしておらず、同社には 2 年ほど在籍した記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立人の勤務期間について昭和 53 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日までと回答し、同社提出の「人事異動稟議決裁^{りん}」には、種別は「退職」、発令日は「53 年 7 月 31 日」と記載されていることが確認できる上、雇用保険の離職日は、同年 7 月 31 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前日と符合していることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、A 社 C センターの申立期間に係る「職制表」に記載されている従業員に申立人の勤務状況について照会したところ、回答のあった 5 人のうち一人は、「昭和 51 年 7 月頃から申立人と一緒に前身である D 社 C センターにおいて勤務を始めたが、申立人は 53 年 7 月頃退職した。」旨供述している上、他の一人も、「申立人は 53 年 7 月頃退職した。」と回答しており、残る 3 人は申立人の申立期間における A 社 C センターでの勤務を記憶していない。

さらに、B 社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、関係資料が残っていないことから確認できない。」と回答している上、同社担当者は、「申立人は申立期間には退職しており、給与の支給も無いので保険料控除は考え難い。」旨供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、その保険料が納付済みとなっていることが確認でき、E 区は、「申立人の国民健康保険の加入

記録は昭和53年8月1日から現在まで継続している。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から38年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、B県C区にある事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和30年9月1日から外務員として継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D支社の元従業員（同支社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和38年3月1日）による「申立人の同支社の入社日は知らないが、私より先に入社し、外務員として勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が申立期間において、同支社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社E支社から提出された「健康保険・厚生年金保険・失業保険被保険者台帳」において、申立人の同社D支社に係る資格取得日はオンライン記録と一致（昭和38年3月1日）している上、同社E支社の現在の厚生年金保険担当者は、「同台帳は昭和36年又は37年頃から使用されており、転勤した場合は、転勤元から転勤先に送付されることになっている。したがって、38年3月1日より前に厚生年金保険の資格を取得していれば、いずれの支社に勤務していたとしても、その記録が記載されているはずである。また、当時、厚生年金保険に加入させる前に、保険料を控除することは無かったと思う。」旨供述しているなど、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、適用事業所検索システム及びA社から提出された「C区所在の営業部住所一覧」において確認できる、当時、C区に事業所が所在した同社の全ての支社等に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人の申立

期間に係る勤務実態等は知らない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社本店の現在の厚生年金保険担当者及び同社の複数の元従業員は、「当時、外務員の勤務形態には、職員である外務員と嘱託である外務員の二つがあり、職員である外務員は厚生年金保険に加入していたが、嘱託である外務員は加入していなかったし、保険料も控除されていなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月6日から同年6月15日まで
② 平成4年10月27日から同年12月1日まで
③ 平成5年4月1日から同年5月21日まで
④ 平成6年1月10日から7年1月10日まで
⑤ 平成12年4月1日から同年8月1日まで

A社(現在は、B社)C営業所に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、D社に勤務した期間のうちの申立期間③及び④並びにE社F工場に勤務した期間のうちの申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から⑤までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人に係る雇用保険の加入記録とオンライン記録が符合している上、B社C営業所の人事担当者は、「当時の人事記録及び厚生年金保険の得喪の記録は一切保存されておらず、申立人の勤務実態、事業主の届出、保険料納付等について確認することができない。」旨供述している。

そこで、A社C営業所に係るオンライン記録から、同社の複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

なお、当該期間当時のA社C営業所長の後任の所長で現在のB社C営業所長は、「前任の所長からは厚生年金保険等の手続については、厳格に行うように引継ぎを受けた。」旨供述し、また、当時のB社C営業所の従業員は、「当時の所長は、几帳面な性格だったので、社会保険等の手続は正確に行っていたと思う。」旨供述している。

申立期間③及び④については、D社の人事担当者の「人事記録は保管していないが、

申立人の入社日は、平成5年4月1日と思われる。また、6年1月10日以降は、正社員ではなくアルバイトとして勤務していた記憶があるが、いつまで勤務していたかは不明である。」旨の供述及び同社の元従業員の、「申立人は、平成5年4月から7年1月頃まで勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社から提出のあった、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は同社において、平成5年5月21日付けで資格を取得し、6年1月10日付けで資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、D社から提出のあった申立期間③及び④当時の社会保険料の増減内訳書から、申立人の厚生年金保険料が平成5年6月（資格取得時）には増額され、6年1月（資格喪失時）には減額していることが確認できる。

そこで、D社のオンライン記録から、同社の複数の元従業員に照会し、そのうち一人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人が申立期間③及び④において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがうことができなかった。

申立期間⑤については、E社から提出のあった平成12年4月から15年3月までの申立人に係る個人別給与台帳から、勤務開始日は特定できないものの、ほぼ申立期間⑤における勤務が確認できる。

しかし、上記の個人別給与台帳からは申立期間⑤に係る厚生年金保険料控除が確認できない上、平成12年8月から15年2月までの保険料の控除が確認でき、E社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人は同社F工場において、12年8月1日付けで厚生年金保険の資格を取得していることと一致していることが確認できる。

また、申立人のE社厚生年金基金の加入員期間及びE社健康保険組合における被保険者期間は、それぞれ、申立人のE社F工場における厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認できる。

なお、E社F工場に係るオンライン記録から、同社同工場の複数の元従業員（在籍者含む。）に照会したが、申立人が記憶する上司は、「申立人の名前のかすかに記憶しているものの、勤務期間等は全く記憶していない。」旨供述しており、同人以外の者で申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間⑤において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の代表者は既に死亡しており、社会保険担当者は不明である上、同社の現在の代表者は、「当社は現在休眠状態で、申立期間当時の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険の届出、保険料納付等に関しては不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が前任者であったと記憶している元従業員は、「私は同社において雑務を担当しており、社会保険及び経理関係事務には関与していなかったため、申立人の厚生年金保険の資格得喪については分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、上記被保険者名簿において、申立人の前任者を最後に新たな資格取得者は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 6 月 10 日頃まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者は、「当時の厚生年金保険関係資料が残っていない。」旨供述している上、当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「実際の入社日から厚生年金保険の資格取得日までは数か月の期間があり、その間は厚生年金保険料が給与から控除されることは無かった。」、「申立期間当時の同社は、入社後すぐに辞める従業員がいるなど人の出入りが激しく、入社後すぐには厚生年金保険に加入させなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月1日から同年8月30日まで
② 平成3年8月1日から同年9月25日まで
③ 平成4年2月25日から同年3月23日まで
④ 平成4年9月1日から5年1月30日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①、C社D工場に勤務した期間のうちの申立期間②並びにB社に勤務した期間のうちの申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④については、申立人に係る雇用保険の加入記録から、当該期間の勤務を確認することができない上、B社の人事担当者は、「当時の人事記録及び厚生年金保険の取扱いの記録は保存されておらず、申立人の勤務実態、事業主の届出、保険料納付等について確認することができない。」旨供述している。

また、B社が加入しているE厚生年金基金における申立人の加入員記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

そこで、A社及びB社に係るオンライン記録から、申立期間①、③及び④当時の複数の元従業員に照会したが、申立期間①については、申立人を記憶している元従業員が一人、申立期間④については二人がそれぞれ確認できたが、全員が勤務期間を明確に記憶しておらず、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかつた。

申立期間②については、C社から提出のあった人事記録（退職者名簿）によれば、申立人の同社D工場における在籍期間は、平成3年4月24日から同年7月31日までの期

間と記録されている上、同社から提出のあった退職願によれば、申立人は平成3年7月31日付けで退職することを申し出ていることが確認できる。

また、C社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は同社D工場において、平成3年8月1日付けで資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、申立人の申立期間②のオンライン記録における資格喪失日と一致していることが確認できる。

そこで、C社D工場のオンライン記録から、同社同工場の複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から35年頃又は36年頃まで
A事業所(昭和34年10月21日付けで、B社に商号変更)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の代表者は既に死亡している上、当時の関係資料は保管されておらず、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A事業所及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、二人の元従業員は、「申立人は、昭和23年頃から35年中頃まで継続勤務していた。」、「申立人は34年中頃まで勤務していたのは覚えている。」旨供述している。

また、申立人が申立事業所を退職後に創業したC社の複数の元従業員に照会したところ、「C社の創業は、昭和34年頃と思う。」旨供述しており、これらの供述から判断すると、申立人が申立期間の大部分において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和25年8月頃に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、再度、34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が同社で資格喪失した昭和25年8月1日より後の被保険者記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は、昭和24年7

月8日資格取得、25年8月1日資格喪失と記載され、オンライン記録と一致していることが確認でき、34年7月1日以降の被保険者名簿には、申立人の氏名を確認することができない上、健康保険証番号に欠番は無く、不自然な記録訂正も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低額となっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間に係る申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 32 年 11 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、姉と一緒にA社に勤務していたとしているところ、同社で経理を担当していたとする申立人の姉は、申立人が同社に勤務していたと供述しており、申立人から提出された恩師からの手紙の宛先が、同社気付となっていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の申立期間当時の従業員の一人名は、同社には正社員のほかに厚生年金保険に入らない臨時職社員がおり、申立人は臨時職社員であったので、厚生年金保険に加入していなかったと思うと供述している。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会したが回答は無く、上記従業員以外の申立期間当時の従業員の所在は不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料の控除があったかどうかは不明であると供述している。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険番号の欠番は無く、不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 21 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 21 日から同年 5 月 21 日まで
③ 昭和 47 年 7 月 20 日から同年 9 月 27 日まで
④ 昭和 48 年 6 月 16 日から同年 10 月 18 日まで
⑤ 昭和 49 年 1 月 21 日から 52 年 11 月 9 日まで

A事業所に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②、D社（現在は、C社）に勤務した申立期間③、E社（現在は、C社）に勤務した申立期間④及びF社に勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はG市にあるA事業所に勤務していたと申し立てているが、同事業所の商業登記は確認できず、オンライン記録及び適用事業所検索システムでも同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚の所在は不明であることから、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①のうち、昭和 41 年 5 月 17 日から同年 11 月 1 日まではH社に勤務していたことが認められる。

一方、商業登記簿謄本によると、上記所在地に、当時、I社（昭和 39 年 6 月 13 日設立）があったことが確認できるところ、同社の事業主は既に死亡しており、申立期間①当時に勤務していた従業員が不明であることから、申立人が勤務していたとするA事業所がI社であったかどうかを確認することができなかった。

また、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 10 月 1 日であり、申

立期間①は適用事業所となっていない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社の総務人事担当者は、当時の資料は保存されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立期間②当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②のうち、昭和46年4月21日から同年5月21日まではJ社に勤務していたことが認められる。

なお、上記C社の総務人事担当者は、申立期間②当時、本人の意思で厚生年金保険に加入するかしないかを決めていたようであると供述しており、また、B社の当時の従業員は、厚生年金保険に加入すると給与の手取り額が減るので、厚生年金保険に加入していない従業員がいたと思うと供述している。

申立期間③について、申立人はD社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社の総務人事担当者は、当時の資料は保存されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立期間③当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

なお、上記C社の総務人事担当者は、申立期間③当時、本人の意思で厚生年金保険に加入するかしないかを決めていたようであると供述しており、また、D社の当時の従業員は、厚生年金保険に加入すると給与の手取り額が減るので、厚生年金保険に加入していない従業員がいたと思うと供述している。

申立期間④について、申立人はE社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社の総務人事担当者は、当時の資料は保存されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、E社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立期間④当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、F社の平成23年3月2日付けの退職証明書を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、F社は、上記退職証明書について、申立人が同僚として名前を挙げた2名が申立人を記憶していることから、申立人の勤務を証明したが、当時の資料は保存されておらず、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、上記同僚2名のうち、1名は、F社とは別の会社で申立人と一緒に勤務していた記憶はあるが、同社では申立人と一緒に勤務した記憶が無いと供述しており、残る1

名は、照会したが回答が無い。

さらに、F社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立期間⑤当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から10年1月1日まで
A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から8年7月までは26万円、同年8月から9年1月までは59万円、同年2月から同年6月までは50万円、同年7月から同年12月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年2月27日より後の同年3月4日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成9年1月から同年12月までの給与支給明細書の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の当初の標準報酬月額に基づく保険料と一致しており、「平成9年度特別区民税・都民税特別徴収税額の通知書」に記載されている社会保険料額は、オンライン記録の当初の標準報酬月額から算出される社会保険料額と一致している。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に係る届出をした記憶は無いが、A社は平成9年秋頃から厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）に滞納している厚生年金保険料の納付について数回相談に行き、何回か遅れて納付した後、社会保険事務所から厚生年金保険の適用事業所でなくするように言われて、従業員の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出した、また、同社の代表者印は自分が管理していたと供述していることから、申立人は

同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。